

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕 69の4—1～69の4—22（省略） 69の4—22の2 <u>平成30年改正法附則による特定居住用宅地等に係る経過措置について</u> 69の4—23～69の4—24の2（省略） 69の4—24の3 <u>新たに貸付事業の用に供されたか否かの判定</u> 69の4—24の4 <u>特定貸付事業の意義</u> 69の4—24の5 <u>特定貸付事業が引き続き行われていない場合</u> 69の4—24の6 <u>特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」の意義</u> 69の4—24の7 <u>相続開始前3年を超えて引き続き貸付事業の用に供されていた宅地等の取扱い</u> 69の4—24の8 <u>平成30年改正法附則による貸付事業用宅地等に係る経過措置について</u> 69の4—25～69の4—39（省略） 〔措置法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）関係〕 70の2の7—1 <u>納税猶予分の贈与税額が算出されない場合</u> 70の2の7—2 <u>推定相続人の意義</u> 70の2の7—3 <u>特例対象受贈非上場株式等の取得の時に贈与により取得した財産がある場合</u> 70の2の7—4 <u>相続時精算課税関係通達の準用</u> 〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕 70の4—1～70の4—37（省略） 70の4—37の2 <u>特定生産緑地の指定がされなかった場合等</u> 70の4—37の3 <u>平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由</u></p>	<p>(同左)</p> <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕 69の4—1～69の4—22（同左） (新設) 69の4—23～69の4—24の2（同左） (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 69の4—25～69の4—39（同左） (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕 70の4—1～70の4—37（同左） (新設) (新設)</p>

改正後	改正前
<p>70の4—38～70の4—71の2（省略）</p> <p><u>70の4—71の3</u> 平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地</p> <p>70の4—72～70の4—96（省略）</p> <p>[措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係]</p> <p>70の6—1～70の6—41（省略）</p> <p><u>70の6—41の2</u> 特定生産緑地の指定がされなかった場合等</p> <p><u>70の6—41の3</u> 平成30年前旧法適用相続人が有する特例農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由</p> <p>70の6—42～70の6—65（省略）</p> <p><u>70の6—65の2</u> 平成30年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地</p> <p>70の6—66～70の6—106（省略）</p> <p><u>70の6—107</u> 平成30年改正前の措置法第70条の4及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</p> <p>70の6—108（省略）</p> <p>[措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係]</p> <p>70の7—1 贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義</p> <p>70の7—2 <u>対象受贈非上場株式等の意義等</u></p> <p>70の7—3 対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—3の2 対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—3の3 措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—4 対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—5～70の7—10（省略）</p> <p>70の7—11 納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</p> <p>70の7—11の2～70の7—13（省略）</p> <p><u>70の7—13の2</u> 経営贈与承継期間の意義</p> <p>70の7—14 認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる<u>対象受贈非上場株式等の価額</u></p> <p>70の7—14の2 <u>対象受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算</p>	<p>70の4—38～70の4—71の2（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の4—72～70の4—96（同左）</p> <p>[措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係]</p> <p>70の6—1～70の6—41（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>70の6—42～70の6—65（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の6—66～70の6—106（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の6—107（同左）</p> <p>[措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係]</p> <p>70の7—1 贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義</p> <p>70の7—2 <u>特例受贈非上場株式等の意義等</u></p> <p>70の7—3 <u>特例対象贈与</u>に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—3の2 <u>特例対象贈与</u>に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—3の3 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—4 <u>特例対象贈与</u>に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7—5～70の7—10（同左）</p> <p>70の7—11 <u>特例</u>の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</p> <p>70の7—11の2～70の7—13（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の7—14 認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる<u>特例受贈非上場株式等の価額</u></p> <p>70の7—14の2 <u>特例受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算</p>

改正後	改正前
<p>70の7—16 (省略)</p> <p><u>70の7—16の2 常時使用従業員の雇用が確保されていない場合</u></p> <p>70の7—17 対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定</p> <p>70の7—18～70の7—33 (省略)</p> <p>70の7—34 既に非上場株式等についての相続税の納税猶予<u>及び免除</u>等の適用を受けている他の者がいる場合等</p> <p>70の7—35～70の7—37の2 (省略)</p> <p>70の7—37の3 措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等</p> <p>70の7—37の4～70の7—39 (省略)</p> <p>70の7—40 対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</p> <p>70の7—41～70の7—47 (省略)</p> <p>70の7—48 対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義</p> <p>70の7—49 納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日</p> <p>70の7—50～70の7—60 (省略)</p> <p>70の7—61 措置法令第40条の8第60項に規定する届出書の提出期間等</p> <p>70の7—62 (省略)</p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の7の2—1 相続税の納税猶予<u>及び免除</u>の対象となる非上場株式等の意義</p> <p>70の7の2—2 <u>対象</u>非上場株式等の意義</p> <p>70の7の2—3 相続税の納税猶予<u>及び免除</u>の対象とならない非上場株式等</p> <p>70の7の2—4 代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予<u>及び免除</u>の不適用</p> <p>70の7の2—5 対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7の2—6 第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予<u>及び免除</u>の適用要件</p> <p>70の7の2—7～70の7の2—13 (省略)</p> <p>70の7の2—14 <u>納税猶予</u>の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</p> <p>70の7の2—14の2～70の7の2—15 (省略)</p> <p><u>70の7の2—15の2 経営承継期間の意義</u></p> <p>70の7の2—16 認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>対象</u>非上場株式等の価額</p>	<p>70の7—16 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の7—17 <u>特例</u>受贈非上場株式等の譲渡等の判定</p> <p>70の7—18～70の7—33 (同左)</p> <p>70の7—34 既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の<u>特例</u>等の適用を受けている他の者がいる場合等</p> <p>70の7—35～70の7—37の2 (同左)</p> <p>70の7—37の3 措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等</p> <p>70の7—37の4～70の7—39 (同左)</p> <p>70の7—40 <u>特例</u>受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</p> <p>70の7—41～70の7—47 (同左)</p> <p>70の7—48 <u>特例</u>受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義</p> <p>70の7—49 納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日</p> <p>70の7—50～70の7—60 (同左)</p> <p>70の7—61 措置法令第40条の8第59項に規定する届出書の提出期間等</p> <p>70の7—62 (同左)</p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の7の2—1 相続税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義</p> <p>70の7の2—2 <u>特例</u>非上場株式等の意義</p> <p>70の7の2—3 相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等</p> <p>70の7の2—4 代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用</p> <p>70の7の2—5 <u>特例</u>対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</p> <p>70の7の2—6 第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件</p> <p>70の7の2—7～70の7の2—13 (同左)</p> <p>70の7の2—14 <u>特例</u>の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</p> <p>70の7の2—14の2～70の7の2—15 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の7の2—16 認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>特例</u>非上場株式等の価額</p>

改正後	改正前
70の7の2—16の2 <u>対象</u> 非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算	70の7の2—16の2 <u>特例</u> 非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算
70の7の2—17 (省略)	70の7の2—17 (同左)
70の7の2—17の2 <u>常時</u> 使用従業員の雇用が確保されていない場合	(新設)
70の7の2—18 <u>対象</u> 非上場株式等の譲渡等の判定	70の7の2—18 <u>特例</u> 非上場株式等の譲渡等の判定
70の7の2—19～70の7の2—34 (省略)	70の7の2—19～70の7の2—34 (同左)
70の7の2—35 既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等	70の7の2—35 既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の <u>特例</u> 等の適用を受けている他の者がいる場合等
70の7の2—36～70の7の2—40 (省略)	70の7の2—36～70の7の2—40 (同左)
70の7の2—41 措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等	70の7の2—41 措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等
70の7の2—42・70の7の2—43 (省略)	70の7の2—42・70の7の2—43 (同左)
70の7の2—44 <u>対象</u> 非上場株式等の時価に相当する金額の意義	70の7の2—44 <u>特例</u> 非上場株式等の時価に相当する金額の意義
70の7の2—45～70の7の2—48 (省略)	70の7の2—45～70の7の2—48 (同左)
70の7の2—49 <u>猶予</u> 中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	70の7の2—49 <u>猶予</u> 中相続税額の再計算に係る申請書が申告期限までに提出されない場合等
70の7の2—50・70の7の2—51 (省略)	70の7の2—50・70の7の2—51 (同左)
70の7の2—52 <u>対象</u> 非上場株式等の認可決定日における価額の意義	70の7の2—52 <u>特例</u> 非上場株式等の認可決定日における価額の意義
70の7の2—53 納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日	70の7の2—53 納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日
70の7の2—54～70の7の2—68 (省略)	70の7の2—54～70の7の2—68 (同左)
〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係]	〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係]
70の7の3—1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる <u>対象</u> 受贈非上場株式等の価額の計算	70の7の3—1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる <u>特例</u> 受贈非上場株式等の価額の計算
70の7の3—1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる <u>対象</u> 受贈非上場株式等の価額の計算	70の7の3—1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる <u>特例</u> 受贈非上場株式等の価額の計算
70の7の3—2 贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した <u>対象</u> 非上場株式等	70の7の3—2 贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した <u>特例</u> 非上場株式等
70の7の3—2の2 (省略)	70の7の3—2の2 (同左)
〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係]	〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係]
70の7の4—1 <u>対象</u> 相続非上場株式等の意義	70の7の4—1 <u>特例</u> 相続非上場株式等の意義
70の7の4—2 <u>対象</u> 贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	70の7の4—2 <u>特例</u> 対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合
70の7の4—2の2 <u>対象</u> 贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	70の7の4—2の2 <u>特例</u> 対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合
70の7の4—3 (省略)	70の7の4—3 (同左)

改正後	改正前
70の7の4-4 <u>納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	70の7の4-4 <u>特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>
70の7の4-5 (省略)	70の7の4-5 (同左)
70の7の4-6 認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる <u>対象相続非上場株式等の価額</u>	70の7の4-6 認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる <u>特例相続非上場株式等の価額</u>
70の7の4-6の2 <u>対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算</u>	70の7の4-6の2 <u>特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算</u>
70の7の4-7~70の7の4-8 (省略)	70の7の4-7~70の7の4-8 (同左)
70の7の4-9 既に株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等	70の7の4-9 既に株式等についての贈与税の納税猶予の <u>特例等</u> の適用を受けている他の者がいる場合等
70の7の4-10~70の7の4-12 (省略)	70の7の4-10~70の7の4-12 (同左)
〔措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))関係〕	(新設)
70の7の5-1 <u>贈与税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義</u>	(新設)
70の7の5-2 <u>特例贈与者の意義等</u>	(新設)
70の7の5-3 <u>特例対象受贈非上場株式等の贈与の意義等</u>	(新設)
70の7の5-4 <u>担保の提供等に関する取扱いの準用</u>	(新設)
70の7の5-5 <u>常時使用従業員の意義</u>	(新設)
70の7の5-6 <u>納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
70の7の5-7 <u>特例認定贈与承継会社から支給された給与等の意義</u>	(新設)
70の7の5-8 <u>特定特別関係会社の意義等</u>	(新設)
70の7の5-9 <u>会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定</u>	(新設)
70の7の5-10 <u>特例経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義</u>	(新設)
70の7の5-11 <u>役員である期間の意義</u>	(新設)
70の7の5-12 <u>特例経営贈与承継期間の意義</u>	(新設)
70の7の5-13 <u>納税猶予分の贈与税額の計算に関する取扱いの準用</u>	(新設)
70の7の5-14 <u>納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用</u>	(新設)
70の7の5-15 <u>贈与税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について</u>	(新設)
70の7の5-16 <u>筆頭要件の判定</u>	(新設)
70の7の5-17 <u>特例対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定</u>	(新設)
70の7の5-18 <u>確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
70の7の5-19 <u>事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定</u>	(新設)
70の7の5-20 <u>みなす充足に関する取扱いの準用</u>	(新設)
70の7の5-21 <u>継続届出書の提出期間</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>70の7の5—22 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等</u>	(新設)
<u>70の7の5—23 特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の5—24 破産免除等に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の5—25 事業の継続が困難な事由の判定の時期</u>	(新設)
<u>70の7の5—26 事業の継続が困難な事由の意義</u>	(新設)
<u>70の7の5—27 業種平均株価の算定</u>	(新設)
<u>70の7の5—28 特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>	(新設)
<u>70の7の5—29 措置法第70条の7の5第12項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限</u>	(新設)
<u>70の7の5—30 措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続</u>	(新設)
<u>70の7の5—31 差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7の5—32 特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択</u>	(新設)
<u>70の7の5—33 措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等</u>	(新設)
<u>70の7の5—34 事業の継続に係る雇用要件の判定</u>	(新設)
<u>70の7の5—35 特例再計算贈与税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7の5—36 差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の5—37 差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の5—38 差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額</u>	(新設)
<u>70の7の5—39 再計算免除に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の5—40 納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日</u>	(新設)
<u>70の7の5—41 災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の5—42 その他の70の7関係通達の準用</u>	(新設)
<u>[措置法第70条の7の6((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例)関係)]</u>	(新設)
<u>70の7の6—1 相続税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—2 特例対象非上場株式等の取得の意義等</u>	(新設)
<u>70の7の6—3 相続税の納税猶予及び免除の特例の対象とならない非上場株式等</u>	(新設)
<u>70の7の6—4 修正申告等に係る相続税額の納税猶予</u>	(新設)
<u>70の7の6—5 担保の提供等に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の6—6 常時使用従業員の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—7 納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—8 特例認定承継会社から支給された給与等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—9 特定特別関係会社の意義等</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>70の7の6—10 会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定</u>	(新設)
<u>70の7の6—11 特例経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—12 特例経営承継期間の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—13 納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の6—14 納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の6—15 相続税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について</u>	(新設)
<u>70の7の6—16 筆頭要件の判定</u>	(新設)
<u>70の7の6—17 特例対象非上場株式等の譲渡等の判定</u>	(新設)
<u>70の7の6—18 確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—19 事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定</u>	(新設)
<u>70の7の6—20 みなす充足に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の6—21 継続届出書の提出期間</u>	(新設)
<u>70の7の6—22 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等</u>	(新設)
<u>70の7の6—23 措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等</u>	(新設)
<u>70の7の6—24 破産免除等に関する取扱いの準用</u>	(新設)
<u>70の7の6—25 事業の継続が困難な事由の判定の時期</u>	(新設)
<u>70の7の6—26 事業の継続が困難な事由の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—27 業種平均株価の算定</u>	(新設)
<u>70の7の6—28 特例対象非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>	(新設)
<u>70の7の6—29 措置法第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限</u>	(新設)
<u>70の7の6—30 措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続</u>	(新設)
<u>70の7の6—31 差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7の6—32 特例対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択</u>	(新設)
<u>70の7の6—33 措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等</u>	(新設)
<u>70の7の6—34 事業の継続に係る雇用要件の判定</u>	(新設)
<u>70の7の6—35 特例再計算相続税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7の6—36 差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の6—37 差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の6—38 差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額</u>	(新設)
<u>70の7の6—39 再計算免除に関する取扱いの準用</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>70の7の6—40</u> 納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日	(新設)
<u>70の7の6—41</u> 災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用	(新設)
<u>70の7の6—42</u> その他の70の7の2関係通達の準用	(新設)
〔措置法第70条の7の7((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕	(新設)
<u>70の7の7—1</u> 措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算	(新設)
<u>70の7の7—2</u> 措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算	(新設)
<u>70の7の7—3</u> 70の7の3関係通達の準用	(新設)
〔措置法第70条の7の8((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例))関係〕	(新設)
<u>70の7の8—1</u> 特例対象相続非上場株式等の意義	(新設)
<u>70の7の8—2</u> 修正申告等に係る相続税額の納税猶予	(新設)
<u>70の7の8—3</u> 納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義	(新設)
<u>70の7の8—4</u> 特例経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義	(新設)
<u>70の7の8—5</u> 納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用	(新設)
<u>70の7の8—6</u> 特例経営相続承継期間の意義	(新設)
<u>70の7の8—7</u> 確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義	(新設)
<u>70の7の8—8</u> 継続届出書の提出期間	(新設)
<u>70の7の8—9</u> 70の7の2関係通達の準用	(新設)
<u>70の7の8—10</u> 70の7の4関係通達の準用	(新設)
<u>70の7の8—11</u> 70の7の6関係通達の準用	(新設)
〔措置法第70条の7の9((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕	〔措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕
<u>70の7の9—1</u> (省略)	70の7の5—1 (同左)
<u>70の7の9—2</u> (省略)	70の7の5—2 (同左)
<u>70の7の9—3</u> (省略)	70の7の5—3 (同左)
<u>70の7の9—4</u> (省略)	70の7の5—4 (同左)
<u>70の7の9—5</u> (省略)	70の7の5—5 (同左)
<u>70の7の9—6</u> (省略)	70の7の5—6 (同左)
<u>70の7の9—7</u> (省略)	70の7の5—7 (同左)
<u>70の7の9—8</u> (省略)	70の7の5—8 (同左)

改正後	改正前
70の7の <u>9</u> —9 (省略)	70の7の <u>5</u> —9 (同左)
70の7の <u>9</u> —10 (省略)	70の7の <u>5</u> —10 (同左)
70の7の <u>9</u> —11 (省略)	70の7の <u>5</u> —11 (同左)
70の7の <u>9</u> —12 (省略)	70の7の <u>5</u> —12 (同左)
70の7の <u>9</u> —13 (省略)	70の7の <u>5</u> —13 (同左)
70の7の <u>9</u> —14 (省略)	70の7の <u>5</u> —14 (同左)
70の7の <u>9</u> —15 (省略)	70の7の <u>5</u> —15 (同左)
70の7の <u>9</u> —16 (省略)	70の7の <u>5</u> —16 (同左)
70の7の <u>9</u> —17 (省略)	70の7の <u>5</u> —17 (同左)
70の7の <u>9</u> —18 (省略)	70の7の <u>5</u> —18 (同左)
70の7の <u>9</u> —19 (省略)	70の7の <u>5</u> —19 (同左)
70の7の <u>9</u> —20 (省略)	70の7の <u>5</u> —20 (同左)
70の7の <u>9</u> —21 納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の <u>9</u> 第1項の規定の適用	70の7の <u>5</u> —21 納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の <u>5</u> 第1項の規定の適用
70の7の <u>9</u> —21の2 (省略)	70の7の <u>5</u> —21の2 (同左)
〔措置法第70条の7の <u>10</u> ((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)関係)	〔措置法第70条の7の <u>6</u> ((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)関係)
70の7の <u>10</u> —1 70の7の <u>9</u> 関係通達の準用	70の7の <u>6</u> —1 70の7の <u>5</u> 関係通達の準用
70の7の <u>10</u> —2 (省略)	70の7の <u>6</u> —2 (同左)
70の7の <u>10</u> —3 (省略)	70の7の <u>6</u> —3 (同左)
70の7の <u>10</u> —4 (省略)	70の7の <u>6</u> —4 (同左)
〔措置法第70条の7の <u>11</u> ((個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例)関係)	〔措置法第70条の7の <u>7</u> ((個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例)関係)
70の7の <u>11</u> —1 (省略)	70の7の <u>7</u> —1 (同左)
70の7の <u>11</u> —2 (省略)	70の7の <u>7</u> —2 (同左)
〔措置法第70条の7の <u>12</u> ((医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)関係)	〔措置法第70条の7の <u>8</u> ((医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)関係)
70の7の <u>12</u> —1 (省略)	70の7の <u>8</u> —1 (同左)
70の7の <u>12</u> —2 (省略)	70の7の <u>8</u> —2 (同左)
70の7の <u>12</u> —3 (省略)	70の7の <u>8</u> —3 (同左)
70の7の <u>12</u> —4 (省略)	70の7の <u>8</u> —4 (同左)
70の7の <u>12</u> —5 (省略)	70の7の <u>8</u> —5 (同左)
70の7の <u>12</u> —6 (省略)	70の7の <u>8</u> —6 (同左)
70の7の <u>12</u> —7 (省略)	70の7の <u>8</u> —7 (同左)
70の7の <u>12</u> —8 (省略)	70の7の <u>8</u> —8 (同左)

改正後	改正前
70の7の <u>12</u> —9 (省略)	70の7の <u>8</u> —9 (同左)
70の7の <u>12</u> —10 (省略)	70の7の <u>8</u> —10 (同左)
70の7の <u>12</u> —11 (省略)	70の7の <u>8</u> —11 (同左)
70の7の <u>12</u> —12 (省略)	70の7の <u>8</u> —12 (同左)
70の7の <u>12</u> —13 納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の <u>12</u> 第1項の規定の適用	70の7の <u>8</u> —13 納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の <u>8</u> 第1項の規定の適用
70の7の <u>12</u> —13の2 (省略)	70の7の <u>8</u> —13の2 (同左)
70の7の <u>12</u> —14 70の7の <u>9</u> 関係通達の準用	70の7の <u>8</u> —14 70の7の <u>5</u> 関係通達の準用
〔措置法第70条の7の <u>13</u> ((医療法人の持分についての相続税の税額控除)関係〕	〔措置法第70条の7の <u>9</u> ((医療法人の持分についての相続税の税額控除)関係〕
70の7の <u>13</u> —1 70の7の <u>12</u> 関係通達の準用	70の7の <u>9</u> —1 70の7の <u>8</u> 関係通達の準用
70の7の <u>13</u> —2 (省略)	70の7の <u>9</u> —2 (同左)

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5—11までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項及び第70条の3第1項において準用する場合を含む。)をいう。以下70の7の2—3までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4—2 特例対象宅地等には、個人が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した信託に関する権利(相続税法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)で、当該信託の目的となっている信託財産に属する宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4—24の3までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4—24の8までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—24の8までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4—3 特例対象宅地等には、個人が被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人等の居住用等(事業(措置法令第40条の2第1項に規定する準事業を含む。以下69の4—5までにおいて同じ。)の用又は居住の用をいう。以下69の4—3において同じ。)に供されていた宅地等(以下69の4—3において「従前地」という。)で、公共事業の施行による土地区画整理法(昭和29年法</p>	<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5—11までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の2の6及び同法第70条の3第1項において準用する場合を含む。)をいう。以下70の7の2—3までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4—2 特例対象宅地等には、個人が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した信託に関する権利(相続税法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)で、当該信託の目的となっている信託財産に属する宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4—23までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4—24の2までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—24の2までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4—3 特例対象宅地等には、個人が被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人等の居住用等(事業(措置法令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下69の4—5までにおいて同じ。)の用又は居住の用をいう。以下69の4—3において同じ。)に供されていた宅地等(以下69の4—3において「従前地」という。)で、公共事業の施行による土地区画整理法(昭和29年法律第119号)</p>

改正後	改正前
<p>律第119号)第3章第3節((仮換地の指定))に規定する仮換地の指定に伴い、当該相続の開始の直前において従前地及び仮換地の使用収益が共に禁止されている場合で、当該相続の開始の時から相続税の申告書の提出期限(以下69の4—36までにおいて「申告期限」という。)までの間に当該被相続人等が仮換地を居住用等に供する予定がなかったと認めるに足りる特段の事情がなかったものが含まれることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69の4—13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わずすべて措置法第69条の4第3項第1号及び第4号に規定する不動産貸付業又は措置法令第40条の2第6項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>措置法令第40条の2第1項に規定する準事業は、上記の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業に当たらないことに留意する。</u></p> <p>(「当該親族の配偶者」等の意義)</p> <p>69の4—22 措置法第69条の4第3項第2号ロ(1)に規定する「<u>当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人</u>」とは、相続の開始の直前において同号に規定する親族の配偶者、<u>当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人</u>である者をいうものとする。</p> <p>(平成30年改正法附則による特定居住用宅地等に係る経過措置について)</p> <p>69の4—22の2 <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下69の4—22の2及び69の4—24の8において「平成30年改正法」という。)附則第118条第2項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))に規定する経過措置対象宅地等(以下69の4—22の2において「経過措置対象宅地等」という。)については、次の経過措置が設けられていることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>個人が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした経過措置対象宅地等については、措置法第69条の4第3項第2号に規定する親族に係る要件は、同号イからハまでに掲げる要件のいずれか又は平成30年改正法による改正前の措置法第69条の4第3項第2号ロに掲げる要件とする。</u></p> <p>(2) <u>個人が平成32年4月1日以後に相続又は遺贈により取得をした財産のうちに経過措置対象宅</u></p>	<p>第3章第3節((仮換地の指定))に規定する仮換地の指定に伴い、当該相続の開始の直前において従前地及び仮換地の使用収益が共に禁止されている場合で、当該相続の開始の時から相続税の申告書の提出期限(以下69の4—36までにおいて「申告期限」という。)までの間に当該被相続人等が仮換地を居住用等に供する予定がなかったと認めるに足りる特段の事情がなかったものが含まれることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69の4—13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わずすべて措置法第69条の4第3項第1号及び第4号に規定する不動産貸付業又は措置法令第40条の2第6項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(「その者の配偶者」の意義)</p> <p>69の4—22 措置法第69条の4第3項第2号ロに規定する「<u>その者の配偶者</u>」とは、相続の開始の直前において同号に規定する親族の配偶者である者をいうものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>地等がある場合において、同年3月31日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に相続又は遺贈があったときは、その相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときは、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は措置法第69条の4第3項第2号イに掲げる要件を満たす親族とそれぞれみなす。</u></p> <p><u>(注) 1 経過措置対象宅地等とは、平成30年3月31日に相続又は遺贈があったものとした場合に、平成30年改正法による改正前の措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(同条第3項第2号に規定する特定居住用宅地等のうち同号ロに掲げる要件を満たすものに限る。)に該当することとなる宅地等をいうことに留意する。</u></p> <p><u>2 「工事の完了」とは、新築又は増築その他の工事に係る請負人から新築された建物の引渡しを受けたこと又は増築その他の工事に係る部分につき引渡しを受けたことをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等)</u></p> <p><u>69の4—24の2 宅地等が措置法第69条の4第3項第4号に規定する被相続人等の貸付事業(以下69の4—24の8までにおいて「貸付事業」という。)の用に供されていた宅地等に該当するかどうかは、当該宅地等が相続開始の時ににおいて現実に貸付事業の用に供されていたかどうかで判定するのであるが、貸付事業の用に供されていた宅地等には、当該貸付事業に係る建物等のうちに相続開始の時ににおいて一時的に賃貸されていなかったと認められる部分がある場合における当該部分に係る宅地等の部分が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 69の4—5の取扱いがある場合を除き、新たに貸付事業の用に供する建物等を建築中である場合や、新たに建築した建物等に係る賃借人の募集その他の貸付事業の準備行為が行われているに過ぎない場合には、当該建物等に係る宅地等は貸付事業の用に供されていた宅地等に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(新たに貸付事業の用に供されたか否かの判定)</u></p> <p><u>69の4—24の3 措置法第69条の4第3項第4号の「新たに貸付事業の用に供された」とは、貸付事業の用以外の用に供されていた宅地等が貸付事業の用に供された場合又は宅地等若しくはその上にある建物等につき「何らの利用がされていない場合」の当該宅地等が貸付事業の用に供された場合をいうことに留意する。</u></p>	<p><u>(被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等)</u></p> <p><u>69の4—24の2 措置法第69条の4第3項第4号に規定する被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等には、当該貸付事業に係る建物等のうちに相続開始の時ににおいて一時的に賃貸されていなかったと認められる部分がある場合における当該部分に係る宅地等の部分が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>したがって、賃貸借契約等につき更新がされた場合は、新たに貸付事業の用に供された場合に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>また、次に掲げる場合のように、貸付事業に係る建物等が一時的に賃貸されていなかったと認められるときには、当該建物等に係る宅地等は、上記の「何らの利用がされていない場合」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>継続的に賃貸されていた建物等につき賃借人が退去をした場合において、その退去後速やかに新たな賃借人の募集が行われ、賃貸されていたとき（新たな賃借人が入居するまでの間、当該建物等を貸付事業の用以外の用に供していないときに限る。）</u></p> <p>(2) <u>継続的に賃貸されていた建物等につき建替えが行われた場合において、建物等の建替え後速やかに新たな賃借人の募集が行われ、賃貸されていたとき（当該建替え後の建物等を貸付事業の用以外の用に供していないときに限る。）</u></p> <p>(3) <u>継続的に賃貸されていた建物等が災害により損害を受けたため、当該建物等に係る貸付事業を休業した場合において、当該貸付事業の再開のための当該建物等の修繕その他の準備が行われ、当該貸付事業が再開されていたとき（休業中に当該建物等を貸付事業の用以外の用に供していないときに限る。）</u></p> <p><u>(注) 1 建替えのための建物等の建築中に相続が開始した場合には69の4—5の取扱いが、また、災害による損害のための休業中に相続が開始した場合には69の4—17の取扱いが、それぞれあることに留意する。</u></p> <p><u>2 (1)、(2)又は(3)に該当する場合には、当該宅地等に係る「新たに貸付事業の用に供された」時は、(1)の退去前、(2)の建替え前又は(3)の休業前の賃貸に係る貸付事業の用に供された時となることに留意する。</u></p> <p><u>3 (2)に該当する場合において、建替え後の建物等の敷地の用に供された宅地等のうちに、建替え前の建物等の敷地の用に供されていなかった宅地等が含まれるときは、当該供されていなかった宅地等については、新たに貸付事業の用に供された宅地等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(特定貸付事業の意義)</u></p> <p><u>69の4—24の4 措置法令第40条の2第16項に規定する特定貸付事業（以下69の4—24の8までにおいて「特定貸付事業」という。）は、貸付事業のうち準事業以外のものをいうのであるが、被相続人等の貸付事業が準事業以外の貸付事業に当たるかどうかについては、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で当該貸付事業が行われていたかどうかにより判定することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>なお、この判定に当たっては、次によることに留意する。</p> <p>(1) <u>被相続人等が行う貸付事業が不動産の貸付けである場合において、当該不動産の貸付けが不動産所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項（（不動産所得））に規定する不動産所得をいう。以下(1)において同じ。）を生ずべき事業として行われているときは、当該貸付事業は特定貸付事業に該当し、当該不動産の貸付けが不動産所得を生ずべき事業以外のものとして行われているときは、当該貸付事業は準事業に該当すること。</u></p> <p>(2) <u>被相続人等が行う貸付事業の対象が駐車場又は自転車駐車場であって自己の責任において他人の物を保管するものである場合において、当該貸付事業が同法第27条第1項（（事業所得））に規定する事業所得を生ずべきものとして行われているときは、当該貸付事業は特定貸付事業に該当し、当該貸付事業が同法第35条第1項（（雑所得））に規定する雑所得を生ずべきものとして行われているときは、当該貸付事業は準事業に該当すること。</u></p> <p>(注) <u>(1)又は(2)の判定を行う場合においては、昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）26—9（（建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定））及び27—2（（有料駐車場等の所得））の取扱いがあることに留意する。</u></p> <p><u>（特定貸付事業が引き続き行われていない場合）</u></p> <p><u>69の4—24の5 相続開始前3年以内に宅地等が新たに被相続人等が行う特定貸付事業の用に供された場合において、その供された時から相続開始の日までの間に当該被相続人等が行う貸付事業が特定貸付事業に該当しないこととなったときは、当該宅地等は、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業を行っていた被相続人等の貸付事業の用に供されたものに該当せず、措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 被相続人等が行っていた特定貸付事業が69の4—24の3に掲げる場合に該当する場合には、当該特定貸付事業は、引き続き行われているものに該当することに留意する。</u></p> <p><u>（特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」の意義）</u></p> <p><u>69の4—24の6 措置法第69条の4第3項第4号の特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」とは、特定貸付事業を行う被相続人等が、宅地等をその自己が行う特定貸付事業の用に供した場合をいうのであって、次に掲げる場合はこれに該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>被相続人が特定貸付事業を行っていた場合に、被相続人と生計を一にする親族が宅地等を自己の貸付事業の用に供したとき</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 被相続人と生計を一にする親族が特定貸付事業を行っていた場合に、被相続人又は当該親族以外の被相続人と生計を一にする親族が宅地等を自己の貸付事業の用に供したとき</u></p> <p><u>(相続開始前3年を超えて引き続き貸付事業の用に供されていた宅地等の取扱い)</u></p> <p><u>69の4—24の7 相続開始前3年を超えて引き続き被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等については、措置法令第40条の2第16項に規定する特定貸付事業以外の貸付事業に係るものであっても、措置法第69条の4第3項第4号イ又はロに掲げる要件を満たす当該被相続人の親族が取得した場合には、同号に規定する貸付事業用宅地等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等が69の4—24の3に掲げる場合に該当する場合には、当該宅地等は引き続き貸付事業の用に供されていた宅地等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(平成30年改正法附則による貸付事業用宅地等に係る経過措置について)</u></p> <p><u>69の4—24の8 平成30年改正法附則第118条第4項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成30年4月1日以後に新たに貸付事業の用に供されたもの(相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業を行っていた被相続人等の当該特定貸付事業の用に供されたものを除く。)が、措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例)関係)]</u></p> <p><u>(納税猶予分の贈与税額が算出されない場合)</u></p> <p><u>70の2の7—1 特例経営承継受贈者(措置法第70条の7の5第2項第6号((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下70の2の7—4までにおいて同じ。)が贈与により取得した特例対象受贈非上場株式等(同条第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下70の2の7—3までにおいて同じ。)につき同条第2項第8号ロの規定により計算した同号に規定する納税猶予分の贈与税額が零となる場合には、当該特例経営承継受贈者は措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(推定相続人の意義)</u></p> <p><u>70の2の7—2 措置法第70条の2の7第1項の推定相続人とは、相続税法第21条の9第1項に規定する推定相続人をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(特例対象受贈非上場株式等の取得の時に贈与により取得した財産がある場合)</u></p> <p><u>70の2の7—3 特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の7第2項に規定する特例贈与者からの贈与による特例対象受贈非上場株式等の取得の時に当該特例贈与者からの贈与を受けたことから、同項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(相続時精算課税関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の2の7—4 相続税法基本通達19—11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用)、21の9—2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9—3((提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合))及び21の9—5((住所又は居所を証する書類))から21の18—2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p><u>(生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地)</u></p> <p><u>70の4—3 措置法第70条の4第2項第4号イに規定する「都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地」には、旧生産緑地地区(生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)による改正前の生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項((第1種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第1種生産緑地地区をいう。以下70の4—3において同じ。)の区域内にある農地又は採草放牧地が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>なお、旧生産緑地地区の区域内にある土地等は生産緑地法第10条の2第1項の特定生産緑地の指定の対象とならないため、当該区域内にある農地又は採草放牧地については、措置法第70条の4第2項第4号イに規定する「申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかつたもの」に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—3 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地」には、生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)による改正前の生産緑地法(昭和49年法律第68号) <u>(以下「旧生産緑地法」という。)</u> 第3条第1項((第1種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第1種生産緑地地区及び同法第4条第1項((第2種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第2種生産緑地地区の区域内にある農地又は採草放牧地が含まれるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4—4 措置法第70条の4第2項第4号イに規定する「生産緑地法第10条(同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第6条((買取申出書の様式))又は第9条((買取り希望の申出手続))に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」により市長(東京都の特別区の区長を含む。)に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第11項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4—22 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第5項に規定する買取りの申出等(以下70の5—6までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。</p> <p>(1)・・・</p> <p>(2)・・・</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第5項第1号イに係る部分についても同条第33項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第15項第3号若しくは第17項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放</p>	<p>(注) <u>旧生産緑地法第4条第1項の規定により定められている第2種生産緑地地区に関する都市計画は、同条第2項の規定により当該都市計画の告示の日から起算して10年を経過した日において失効することとされているが、同法第5条第1項の規定により当該都市計画は、1回に限り、10年間延長することができることとされているのであるから留意する。</u></p> <p>(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)</p> <p>70の4—4 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第5条((買取申出書の様式))又は第6条((買取り希望の申出手続))に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」により市長(東京都の特別区の区長を含む。)に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第11項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4—22 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第5項に規定する買取りの申出等(以下70の5—6までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。</p> <p>(1)・・・</p> <p>(2)・・・</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第5項第1号に係る部分についても同条第33項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第15項第3号若しくは第17項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放</p>

改正後	改正前
<p>牧地（以下70の5—6までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合又は同条第16項に規定する代替農地等（以下70の6—14の2までにおいて「代替農地等」という。）で、同項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放牧地（以下70の4—71の3までにおいて「付替農地等」という。）を農業の用に供していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2)・・・</p>	<p>牧地（以下70の5—6までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合又は同条第16項に規定する代替農地等（以下70の6—14の2までにおいて「代替農地等」という。）で、同項第3号の規定に該当する農地若しくは採草放牧地（以下70の4—71の2までにおいて「付替農地等」という。）を農業の用に供していない場合</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>(2)・・・</p>
<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4—33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当することに留意する。</p> <p>したがって、・・・</p>	<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4—33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法(昭和40年法律第33号)第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当することに留意する。</p> <p>したがって、・・・</p>
<p>(特定生産緑地の指定がされなかった場合等)</p> <p>70の4—37の2 都市営農農地等である特例適用農地等について、措置法第70条の4第2項第4号イに規定する特定生産緑地の指定がされなかった場合及び同号イに規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかった場合であっても、これらの場合は同条第5項に規定する場合に該当しないため、納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>ただし、これらの場合に該当する同号イに掲げる農地又は採草放牧地については、都市営農農地等に該当しないこととなるため、当該農地又は採草放牧地を贈与により取得しても同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)</p> <p>70の4—37の3 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第15条による改正後の措置法第70条の4第2項第4号及び第5項の規定は、平成30年4月1日以後に贈与により取得をする農地等に係る贈与税について適用することとされ、同日前に贈与により取得をした農地等に係る贈与税については、なお従前の例によることとされている。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>したがって、平成30年前旧法適用受贈者（次に掲げる受贈者をいう。以下70の4—37の3において同じ。）が有する特例適用農地等（同号イに規定する特定生産緑地に該当するものに限る。）について、同項第1号ロに規定する指定の解除があった場合であっても、納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、当該特例適用農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合には、納税猶予の期限は確定することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>70の4—37の2（（特定生産緑地の指定がされなかった場合等））は、平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等についても同様であることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和50年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成3年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成7年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(4) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成12年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(5) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成13年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(6) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(7) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成15年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>(8) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正前の租</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>税特別措置法（以下「平成17年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p><u>(9) 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成21年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p><u>(10) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p><u>(11) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成28年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p><u>(12) 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成30年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u></p> <p>（被設定者による転用）</p> <p>70の4—50 . . .</p> <p>（注） 上記の転用につき農地法第4条（（農地の転用の制限））の規定による許可を受け又は届出をする場合には、当該農地等の所有者である受贈者の同意が必要とされている（平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号「農地法関係事務処理要領の制定について」農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知の別紙1第4の1の(1)イ(キ)参照）。</p> <p>（収用交換等による譲渡の時ににおける代替農地等の価額）</p> <p>70の4—69の3 措置法第70条の4第16項の規定による付替えの承認を受けている場合において、同項に規定する譲渡等があった日から1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する土地を、農地又は採草放牧地とするために要した費用があるときは、措置法規則第23条の7第24項に規定する「公共事業施行者の当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地として同項に規定する代替農地等の当該譲渡等の時における価額を明らかにする書類」に記載された当該土地の当該譲渡等の時における価額に当該費用を加算した金額を、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額として差し支えないものとする。</p>	<p>（被設定者による転用）</p> <p>70の4—50 . . .</p> <p>（注） 上記の転用につき農地法第4条（（農地の転用の制限））の規定による許可を受け又は届出をする場合には、当該農地等の所有者である受贈者の同意が必要とされている（昭和46・4・26付46農地B500号「農地等転用関係事務処理要領の制定について」農林省農地局長通達の第1の(1)のイの(カ)参照）。</p> <p>（収用交換等による譲渡の時ににおける代替農地等の価額）</p> <p>70の4—69の3 措置法第70条の4第16項の規定による付替えの承認を受けている場合において、同項に規定する譲渡等があった日から1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する土地を、農地又は採草放牧地とするために要した費用があるときは、措置法規則第23の7第24項に規定する「公共事業施行者の当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地として同項に規定する代替農地等の当該譲渡等の時における価額を明らかにする書類」に記載された当該土地の当該譲渡等の時における価額に当該費用を加算した金額を、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額として差し支えないものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地)</u></p> <p><u>70の4—71の3</u> 平成30年前旧法適用受贈者(70の4—37の3に規定する平成30年前旧法適用受贈者をいう。以下70の4—71の3において同じ。)が、特例適用農地等について、平成30年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下70の4—71の3において「平成30年改正法」という。)第15条の規定による改正前の措置法第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合には、平成30年改正法第15条の規定による改正後の措置法第70条の4第2項第4号ロに規定する田園住居地域内にある農地を代替取得農地等又は付替農地等とすることができることに留意する。</p> <p><u>この場合において、当該農地に係る贈与税については、同条第5項及び第17項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>(旧法猶予適用者が営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の4の適用関係)</p> <p>70の4—93の2 旧法猶予適用者(次の(1)から(9)までに掲げる受贈者をいう。)が、平成26年4月1日以後に特例適用農地等について営農困難時貸付けを行うときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)による改正前の租税特別措置法(以下70の6—105までにおいて「平成26年度改正前の措置法」という。)第70条の4第21項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(1) 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(2) 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(3) 平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(4) 平成12年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p>	<p>(新設)</p> <p>(旧法猶予適用者が営農困難時貸付けを行う場合の措置法第70条の4の適用関係)</p> <p>70の4—93の2 旧法猶予適用者(次の(1)から(9)までに掲げる受贈者をいう。)が、平成26年4月1日以後に特例適用農地等について営農困難時貸付けを行うときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)による改正前の租税特別措置法(以下70の6—105までにおいて「平成26年度改正前の措置法」という。)第70条の4第21項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(1) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)附則第20条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の措置法」という。)</u>第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(2) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の措置法」という。)</u>第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(3) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の措置法」という。)</u>第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p> <p>(4) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「平成12年改正前の措置法」という。)</u>第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</p>

改正後	改正前
(5) 平成13年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者	(5) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成13年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u>
(6) 平成14年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者	(6) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第32条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u>
(7) 平成15年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者	(7) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第123条第10項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成15年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u>
(8) 平成17年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者	(8) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成17年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u>
(9) 平成21年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者	(9) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第66条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法（以下70の6—104までにおいて「平成21年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者</u>
(注) 旧法猶予適用者が平成26年度改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける場合には、旧法猶予適用者は、同条第1項に規定する受贈者とみなして、同条第21項から第24項まで、第28項、第34項、第35項及び第37項、同法第70条の5第1項並びに第70条の6第29項の規定が適用されることに留意する。	(注) 旧法猶予適用者が平成26年度改正前の措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける場合には、旧法猶予適用者は、同条第1項に規定する受贈者とみなして、同条第21項から第24項まで、第28項、第34項、第35項及び第37項、同法第70条の5第1項並びに第70条の6第29項の規定が適用されることに留意する。
〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係〕	〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係〕
（農業を営んでいた個人の範囲）	（農業を営んでいた個人の範囲）
70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。	70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。
(1) 次に掲げる規定に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで当該規定によ	(1) 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の

改正後	改正前
<p><u>る贈与税の納期限延長又は納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</u></p> <p><u>イ 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ロ 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ハ 平成7年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ニ 平成12年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ホ 平成13年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ヘ 平成14年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ト 平成15年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>チ 平成17年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>リ 平成21年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ヌ 平成26年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ル 平成28年改正前の措置法第70条の4第1項</u> <u>ヲ 平成30年改正前の措置法第70条の4第1項</u></p> <p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(3) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者</p> <p>(5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者（以下70の6—13までにおいて「特定貸付者」という。）</p> <p>（注） 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</p> <p><u>（特定生産緑地の指定がされなかった場合等）</u></p> <p><u>70の6—41の2 都市営農農地等である特例農地等について、措置法第70条の4第2項第4号イに規</u></p>	<p><u>死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成7年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成12年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成13年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成14年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成15年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成17年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成21年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び平成26年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</u></p> <p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(3) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者</p> <p>(5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者（以下70の6—13までにおいて「特定貸付者」という。）</p> <p>（注） 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定する特定生産緑地の指定がされなかった場合及び同号イに規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかった場合については、70の4—37の2（(特定生産緑地の指定がされなかった場合等)）を準用する。</u></p> <p><u>（平成30年前旧法適用相続人が有する特例農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由）</u></p> <p><u>70の6—41の3 平成30年前旧法適用相続人（次に掲げる農業相続人をいう。以下70の6—41の3において同じ。）が有する特例農地等（措置法第70条の4第2項第4号イに規定する特定生産緑地に該当するものに限る。）について、措置法第70条の6第8項第1号ロに規定する指定の解除があった場合、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合及び都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合については、70の4—37の3（(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)）を準用する。</u></p> <p><u>(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(5) 平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(6) 平成21年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(7) 平成26年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(8) 平成28年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(9) 平成30年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>（平成30年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地）</u></p> <p><u>70の6—65の2 平成30年前旧法適用相続人（70の6—41の3に規定する平成30年前旧法適用相続人をいう。以下70の6—65の2において同じ。）が、特例農地等について、平成30年改正前の措置法第70条の6第19項において準用する同法第70条の4第15項の規定、同法第70条の6第20項の規定又は同条第21項において準用する同法第70条の4第17項の規定の適用を受ける場合は、70の4—71の3（(平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地)）を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(平成30年改正前の措置法第70条の4及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p><u>70の6—107 平成30年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第118条第7項及び第13項の規定の適用については、平成30年7月3日付課資2—9ほか2課共同「相続税法基本通達等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」通達の70の4—1((農地又は採草放牧地の意義))から70の6—107((既往通達の廃止))の取扱いの例による。</u></p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6—108 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱いについて」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2—154、直審5—16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>(3) 昭和54年3月10日付直資2—75「贈与税の納税猶予に係る農地に地下地上権が設定された場合の取扱いについて」</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</p> <p>(贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7—1 措置法第70条の7第1項((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等(以下70の7の8—6までにおいて「非上場株式等」という。)は、議決権に制限のない株式等に限られていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 会社の株主総会又は社員総会(以下70の7—12までにおいて「株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等</p> <p>(2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主</p>	<p>(新設)</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6—107 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱いについて」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2—154、直審5—16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>(3) 昭和54年3月10日付直資2—75「贈与税の納税猶予に係る農地に地下地上権が設定された場合の取扱いについて」</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</p> <p>(贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7—1 措置法第70条の7第1項の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等(以下70の7の4—2の2までにおいて「非上場株式等」という。)は、議決権に制限のない株式等に限られていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 会社の株主総会又は社員総会(以下70の7—12までにおいて「株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等</p> <p>(2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主</p>

改正後

又は社員（以下70の7の8—4までにおいて「株主等」という。）の有する株式等

（対象受贈非上場株式等の意義等）

70の7—2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7—2において同じ。）の贈与及び同項に規定する対象受贈非上場株式等（以下70の7の4—10までにおいて「対象受贈非上場株式等」という。）とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与（同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第28条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8—6までにおいて同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。以下70の7の4—10までにおいて「対象贈与」という。）及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

区分	対象贈与	対象受贈非上場株式等
(1) $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合	$C \times \frac{2}{3} - B$ 以上の贈与	$C \times \frac{2}{3} - B$
(2) $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合	Aの全部の贈与	A

（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、措置法第70条の7第1項に規定する贈与者（以下70の7の4—10までにおいて「贈与者」という。）が同項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額

Bは、・・・

Cは、・・・

2 同一年中に、異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の対象贈与及び対象受贈非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。

3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が対象受贈非上場株式等に該当することに留意する。

4 ・・・

改正前

又は社員（以下70の7の4—5までにおいて「株主等」という。）の有する株式等

（特例受贈非上場株式等の意義等）

70の7—2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7—2において同じ。）の贈与及び同項に規定する特例受贈非上場株式等（以下70の7の4—6の2までにおいて「特例受贈非上場株式等」という。）とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与（以下70の7の4—7までにおいて「特例対象贈与」という。）及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

区分	特例対象贈与	特例受贈非上場株式等
(1) $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合	$C \times \frac{2}{3} - B$ 以上の贈与	$C \times \frac{2}{3} - B$
(2) $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合	Aの全部の贈与	A

（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、贈与者が措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額

Bは、・・・

Cは、・・・

2 同一年中に、異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の特例対象贈与及び特例受贈非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。

3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例受贈非上場株式等に該当することに留意する。

4 ・・・

改正後	改正前
<p>(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3 対象贈与に係る贈与者が、当該対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合（70の7—3の2及び70の7—3の3に掲げる場合を除く。）における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ・・・</p> <p>(イ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき 当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注)・・・</p> <p>(ロ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき 受贈者が、当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>ロ・・・</p> <p>当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告は不要のため措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注)・・・</p> <p>(2) 贈与者が対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)のイ(ロ)を準用する。</p> <p>(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者に係る贈与者の前の贈与者が、対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者</p>	<p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3 特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合（70の7—3の2及び70の7—3の3に掲げる場合を除く。）における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ・・・</p> <p>(イ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき 当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注)・・・</p> <p>(ロ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき 受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>ロ・・・</p> <p>当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告は不要のため措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注)・・・</p> <p>(2) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)のイ(ロ)を準用する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者の前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与者に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈</p>

改正後	改正前
<p>が、当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>（注）「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう（以下70の7—13の2において同じ。）。</p> <p>イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下このイにおいて「免除対象贈与」という。）である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者</p> <p>（措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7—3の3 贈与者（措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者に限る。）が、当該贈与者に係る対象受贈非上場株式等又は同条第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の贈与（当該贈与者の措置法第70条の7第15項第3号（措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与に限る。）の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。</p> <p>なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該対象受</p>	<p>与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7—3の2において同じ。）が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>（措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7—3の3 特例受贈非上場株式等に係る贈与者（措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。）が、当該特例受贈非上場株式等の贈与（当該贈与者の同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与に限る。）の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。</p> <p>なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該特例受</p>

改正後	改正前
<p>贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等には、措置法令第40条の8 <u>第64項</u>（措置法令第40条の8の5第38項において準用する場合を含む。）の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7—4 対象贈与に係る受贈者が、当該対象贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該受贈者の当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（申告期限前に全部確定事由が生じた場合）</p> <p>70の7—5 対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予）</p> <p>70の7—6 措置法第70条の7第1項の規定は、<u>対象受贈非上場株式等</u>の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額について適用がないことに留意する。</p> <p>ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において同項の規定の適用を受けた<u>対象受贈非上場株式等</u>の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（<u>納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>）</p> <p>70の7—11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度</p>	<p>贈非上場株式等には、措置法令第40条の8 <u>第63項</u>の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（<u>特例対象贈与</u>に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7—4 <u>特例対象贈与</u>に係る受贈者が、当該<u>特例対象贈与</u>を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該<u>特例対象贈与</u>に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該受贈者の当該<u>特例対象贈与</u>に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（申告期限前に全部確定事由が生じた場合）</p> <p>70の7—5 <u>特例対象贈与</u>があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該<u>特例対象贈与</u>に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予）</p> <p>70の7—6 措置法第70条の7第1項の規定は、<u>特例受贈非上場株式等</u>の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額について適用がないことに留意する。</p> <p>ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において同項の規定の適用を受けた<u>特例受贈非上場株式等</u>の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（<u>特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>）</p> <p>70の7—11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、<u>特例対象贈与</u>の日の属する事業年度の直前の事業</p>

改正後	改正前
<p>の開始の日から当該対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第6項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>A = 当該 . . .</p> <p>B = 当該 . . .</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（<u>最初の対象贈与の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該対象贈与の時前に措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7—11において同じ。）前に受けたものを除く。）の額</u></p> <p>b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、<u>最初の対象贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）又は第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</u></p> <p>（注） 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第21項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、<u>最初の対象贈与の時前又は当該対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から当該対象贈与の日の前日までの日数と当該対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨</u></p>	<p>年度の開始の日から当該<u>特例</u>対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、<u>特例</u>対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該<u>特例</u>対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>A = 当該 . . .</p> <p>B = 当該 . . .</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（<u>特例</u>対象贈与の時前に受けたものを除く。）の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、<u>特例</u>対象贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）又は第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>（注） 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第20項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、<u>特例</u>対象贈与の時前又は<u>特例</u>対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から<u>特例</u>対象贈与の日の前日までの日数と<u>特例</u>対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨</p>

改正後	改正前
<p>捨てて差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定贈与承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7—11の2 措置法令第40条の8第21項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」とは、<u>対象</u>受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（以下70の7—11の2において「当該認定贈与承継会社」という。）から<u>対象</u>受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）（以下70の7—11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）に対し支給された給与（当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。）及び当該経営承継受贈者等に対してもたらされた経済的な利益（所得税法上経済的な利益として課税されないものを除き、当該認定贈与承継会社が例えば次に掲げる行為をした場合のように、その行為をしたことにより当該認定贈与承継会社から当該経営承継受贈者等に対し実質的に給与が支給されたと同様の経済的効果もたらされる利益をいう。）をいい、明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び香典又は災害等の見舞金など社交上の必要によるもので、その金額が社会的地位、当該認定贈与承継会社と当該経営承継受贈者等との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものは除かれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(特定特別関係会社の意義等)</p> <p>70の7—11の3 . . .</p> <p>(注) 特定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族が措置法令第40条の8第1項第1号イに規定する総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当するが、代表権を有する者と生計を一にしない親族が当該総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当しないことに留意する。</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、対象贈与直後の株主等の構成に</p>	<p>てて差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定贈与承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7—11の2 措置法令第40条の8第20項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」とは、<u>特例</u>受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（以下70の7—11の2において「当該認定贈与承継会社」という。）から<u>特例</u>受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）（以下70の7—11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）に対し支給された給与（当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。）及び当該経営承継受贈者等に対してもたらされた経済的な利益（所得税法（昭和40年法律第33号）上経済的な利益として課税されないものを除き、当該認定贈与承継会社が例えば次に掲げる行為をした場合のように、その行為をしたことにより当該認定贈与承継会社から当該経営承継受贈者等に対し実質的に給与が支給されたと同様の経済的効果もたらされる利益をいう。）をいい、明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び香典又は災害等の見舞金など社交上の必要によるもので、その金額が社会的地位、当該認定贈与承継会社と当該経営承継受贈者等との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものは除かれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(特定特別関係会社の意義等)</p> <p>70の7—11の3 . . .</p> <p>(注) 特定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族が措置法令第40条の8第1項第1号に規定する総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当するが、代表権を有する者と生計を一にしない親族が当該総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当しないことに留意する。</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、<u>特例</u>対象贈与直後の株主等の構</p>

改正後	改正前
<p>より行うことに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号イ及びロの要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及び第2号の要件、<u>同条第36項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第7項の特別の関係がある会社並びに同条第11項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</u></p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>70の7—13 措置法第70条の7第2項第3号への要件は、同号の個人が対象贈与の日からさかのぼって3年目の応当日から当該対象贈与の日までの間（以下70の7—13において「直近3年間」という。）、継続して、同項第1号の認定贈与承継会社が株式会社の場合にはその役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）としての地位を、持分会社の場合にはその業務を執行する社員としての地位を有することをいうことに留意する。</p> <p>(注) ……</p> <p>(<u>経営贈与承継期間の意義</u>)</p> <p><u>70の7—13の2 措置法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれか早い日</u></p> <p>イ <u>経営承継受贈者の最初の対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p>ロ <u>経営承継受贈者の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書（相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8—6までにおいて同じ。）の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p>(2) <u>経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日</u></p> <p>(注) <u>上記(2)の「贈与者」は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税については「前の贈与者」となることに留意する（70の7—16の2(注)1及び5において同じ。）。</u></p>	<p>成により行うことに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号の要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社並びに同条第10項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>70の7—13 措置法第70条の7第2項第3号への要件は、同号の個人が特例対象贈与の日からさかのぼって3年目の応当日から当該特例対象贈与の日までの間（以下70の7—13において「直近3年間」という。）、継続して、同項第1号の認定贈与承継会社が株式会社の場合にはその役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）としての地位を、持分会社の場合にはその業務を執行する社員としての地位を有することをいうことに留意する。</p> <p>(注) ……</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7—14 <u>対象受贈非上場株式等</u>について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7—14の2までにおいて同じ。）であって当該認定贈与承継会社との間に<u>措置法第70条の7第2項第1号</u>ホに規定する支配関係（以下70の7の4—6までにおいて「支配関係」という。）がある法人（以下70の7—14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（当該認定贈与承継会社が措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合に限る。）又は措置法令第40条の8第12項第2号に掲げる医療法人（以下70の7—14の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の3—1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算の基となる当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 <u>対象受贈非上場株式等</u>を措置法第70条の7第1項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈</p>	<p>(認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7—14 <u>特例受贈非上場株式等</u>について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7—14の2までにおいて同じ。）であって当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7—14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（当該認定贈与承継会社が措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合に限る。）又は<u>措置令第40条の8第11項第2号</u>に掲げる医療法人（以下70の7—14の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の3—1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算の基となる当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 <u>特例受贈非上場株式等</u>を措置法第70条の7第1項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈</p>

改正後	改正前
<p>与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号の規定により計算する（措置法令第40条の8第13項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>イ ロに掲げる場合以外の場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額の合計額</p> <p>ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、<u>第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>（注） 贈与の時に、<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該対象受贈非上場株式等の価額については、70の7—14（（認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額）の取扱いによることに留意する。</p> <p>(2) 措置法令第40条の8第15項の規定により、当該対象受贈非上場株式等の上記(1)イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該対象受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>(3) . . .</p>	<p>与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号の規定により計算する（措置法令第40条の8第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>イ ロに掲げる場合以外の場合 当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額の合計額</p> <p>ロ 当該特例受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>（注） 贈与の時に、<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7—14（（認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額）の取扱いによることに留意する。</p> <p>(2) 措置法令第40条の8第14項の規定により、当該特例受贈非上場株式等の上記(1)イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>(3) . . .</p>
<p><u>（常時使用従業員の雇用が確保されていない場合）</u></p> <p><u>70の7—16の2 措置法第70条の7第3項第2号に規定する「常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となった場合」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、最初の対象贈与の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該対象贈与の時前に法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7—16の2において同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>(注)1 <u>上記の「従業員数確認期間」とは、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日(当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日)までの期間をいうことに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の「基準日」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p>3 <u>当該対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</u></p> <p>4 <u>上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。</u></p> <p>5 <u>上記1の「最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日」までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の規定の適用を受けるときは、措置法第70条の7第3項第2号の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7—17 <u>措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の対象受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7—39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>なお、対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7第15項第3号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—20 <u>措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7—11((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7—11中「対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」</u></p>	<p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7—17 <u>措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7—39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第61項及び第62項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—20 <u>措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7—11((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))の規定を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7—11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始</u></p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第6項」とあるのは「第40条の8第24項」となることに留意する。</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7—25 措置法第70条の7第3項第15号の「当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をいい、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p> <p>(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合</p> <p style="text-align: center;">同号の贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額 同号の贈与の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額</p> <p>(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等につき行う同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う同号に規定する適用対象非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。</p> <p>2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした対象受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、措置法第70条の7第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の対象受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象受贈非上場株式等について同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに措置法第70条の7第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合</p>	<p>の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第23項」となることに留意する。</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7—25 措置法第70条の7第3項第15号の「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をいい、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p> <p>(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合</p> <p style="text-align: center;">同号の贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額 同号の贈与の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額</p> <p>(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき行う同条第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。</p> <p>2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p style="text-align: center;">譲渡等の直前における<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>(注) <u>上記の「譲渡等」が措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与である場合には、(1)(注)2及び3によることに留意する。</u></p> <p>(4) . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 措置法令第40条の8第33項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合</p> <p>(2) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</p> <p>(3) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が組織変更した場合</p> <p>(4) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>である株式の併合又は分割があった場合</p> <p>(5) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が会社法第185条((株式無償割当て))に規定する株式無償割当てをした場合</p> <p>(6) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る株券の差替えの手続が必要となった場合</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、<u>対象受贈非上場株式等</u>の全てが担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) 担保として提供された<u>対象受贈非上場株式等</u>について、措置法規則第23条の9第26項に掲げる</p>	<p style="text-align: center;"><u>譲渡等をした特例受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p style="text-align: center;">譲渡等の直前における<u>特例受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>(注) 1 <u>猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記1の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(4) . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 措置法令第40条の8第32項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合</p> <p>(2) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</p> <p>(3) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が組織変更した場合</p> <p>(4) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>である株式の併合又は分割があった場合</p> <p>(5) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社が会社法第185条((株式無償割当て))に規定する株式無償割当てをした場合</p> <p>(6) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る株券の差替えの手続が必要となった場合</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、<u>特例受贈非上場株式等</u>の全てが担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>について、措置法規則第23条の9第26項に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7—31 措置法第70条の7第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>対象受贈非上場株式等</u>の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり<u>対象受贈非上場株式等</u>以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、<u>対象受贈非上場株式等</u>の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している<u>対象受贈非上場株式等</u>について措置法令第40条の8第34項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実に認められるため、同項の規定に基づき、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>に対応するものとして新たに取得した<u>対象受贈非上場株式等</u>の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7—32 <u>対象受贈非上場株式等</u>の全てが担保として提供される場合には、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第6項の規定により、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7—33 措置法令第40条の8第34項に規定する「特定事由」とは、70の7—30((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p>	<p>要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7—31 措置法第70条の7第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>特例受贈非上場株式等</u>の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり<u>特例受贈非上場株式等</u>以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、<u>特例受贈非上場株式等</u>の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している<u>特例受贈非上場株式等</u>について措置法令第40条の8第33項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実に認められるため、同項の規定に基づき、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>に対応するものとして新たに取得した<u>特例受贈非上場株式等</u>の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7—32 <u>特例受贈非上場株式等</u>の全てが担保として提供される場合には、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第6項の規定により、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7—33 措置法令第40条の8第33項に規定する「特定事由」とは、70の7—30((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p>

改正後	改正前
<p>70の7—34 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7—35 措置法第70条の7第9項に規定する届出書は、対象贈与に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p><u>(注)1 上記の「第1種贈与基準日」とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の適用を受けている場合において、その適用に係る相続税の申告書の提出期限が当該贈与税の申告書の提出期限前であるときは、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>2 上記の「第2種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7—36 措置法第70条の7第12項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の8第34項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7—37 措置法第70条の7第13項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第34項の規定により対象受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</u></p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の7—37の2 . . .</p> <p><u>当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額</u></p>	<p>70の7—34 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7—35 措置法第70条の7第9項に規定する届出書は、<u>特例対象贈与</u>に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7—36 措置法第70条の7第12項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の8第33項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7—37 措置法第70条の7第13項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第33項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</u></p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の7—37の2 . . .</p> <p><u>当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額</u></p>

改正後	改正前
<p>なお、・・・</p> <p>(注) 1 上記の「当該贈与者が贈与をした<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u>」からは、当該贈与者が措置法第70条の7第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与をした当該<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u>が除かれることに留意する。</p> <p>2 上記の「当該贈与者が贈与をした<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u>」からは、同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、<u>当該贈与により取得した対象受贈非上場株式等の譲渡等</u>をしている場合には、その譲渡等をした<u>当該対象受贈非上場株式等の数又は金額</u>は除かれることに留意する。</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u>」の算定に当たっては、措置法令第40条の8第62項又は第63項の規定の適用に留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等) 70の7—37の3 ・・・</p> <p><u>同号の贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額</u> 同号の贈与の直前における当該<u>対象受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>なお、・・・</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から<u>対象受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該対象受贈非上場株式等及び当該対象受贈非上場株式等以外の当該対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該対象受贈非上場株式等から先に同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けるものとする</u>ことに留意する。</p> <p>2 経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該<u>対象受贈非上場株式等</u>について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用) 70の7—37の4 次に掲げる<u>対象受贈非上場株式等</u>については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は、適用されないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する<u>対象受贈非上場</u></p>	<p>なお、・・・</p> <p>(注) 1 上記の「当該贈与者が贈与をした<u>特例受贈非上場株式等の数又は金額</u>」からは、当該贈与者が措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした当該<u>特例非上場株式等の数又は金額</u>が除かれることに留意する。</p> <p>2 上記の「当該贈与者が贈与をした<u>特例受贈非上場株式等の数又は金額</u>」からは、同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、<u>その有する特例株式等の譲渡等</u>をしている場合には、その譲渡等をした<u>特例株式等の数又は金額</u>は除かれることに留意する。</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした<u>特例受贈非上場株式等の数又は金額</u>」の算定に当たっては、措置法令第40条の8第62項の規定の適用に留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等) 70の7—37の3 ・・・</p> <p><u>同号の贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額</u> 同号の贈与の直前における当該<u>特例受贈非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>なお、・・・</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から<u>特例受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該特例受贈非上場株式等及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする</u>ことに留意する。</p> <p>2 経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該<u>特例受贈非上場株式等</u>について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用) 70の7—37の4 次に掲げる<u>特例受贈非上場株式等</u>については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は、適用されないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する<u>特例受贈非上場</u></p>

改正後	改正前
<p>株式会社等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、<u>第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項</u>において準用する場合を含む。次の(2)において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の全部又は一部について<u>措置法第70条の7第15項第3号</u>の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該<u>対象受贈非上場株式等</u></p> <p>(2) 同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号（<u>措置法第70条の7の5第11項</u>において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る贈与に限る。以下この(2)において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>が第二贈与者（第二贈与をした者をいう。以下この(2)において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該<u>対象受贈非上場株式等</u></p> <p>（措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7—39 措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている<u>対象受贈非上場株式等</u>のみならず、経営承継受贈者が有する当該<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>（<u>対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>）</p> <p>70の7—40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「<u>対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額</u>として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（免除申請があった場合の延滞税の計算）</p> <p>70の7—41 措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第16項に規定する免除申請贈与税額（以下70の7—43までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残</p>	<p>株式会社等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。次の(2)において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の全部又は一部について<u>同法第70条の7第15項第3号</u>の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該<u>特例受贈非上場株式等</u></p> <p>(2) 同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与（相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る贈与に限る。以下この(2)において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>が第二贈与者（第二贈与をした者をいう。以下この(2)において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該<u>特例受贈非上場株式等</u></p> <p>（措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7—39 措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている<u>特例受贈非上場株式等</u>のみならず、経営承継受贈者が有する当該<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>（<u>特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>）</p> <p>70の7—40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「<u>特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額</u>として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>（免除申請があった場合の延滞税の計算）</p> <p>70の7—41 措置法令第40条の8第42項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第16項に規定する免除申請贈与税額（以下70の7—43までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残</p>

改正後	改正前
<p>額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8 <u>第43項</u>の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7—42 措置法令第40条の8 <u>第44項</u>の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8 <u>第44項</u>の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7—43 措置法令第40条の8 <u>第45項</u>に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7第16項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8 <u>第44項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7—44 <u>対象受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第</p>	<p>額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8 <u>第42項</u>の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7—42 措置法令第40条の8 <u>第43項</u>の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8 <u>第43項</u>の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7—43 措置法令第40条の8 <u>第44項</u>に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の7第16項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8 <u>第43項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7—44 <u>特例受贈非上場株式等</u>に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第</p>

改正後	改正前
<p>70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p>	<p>70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p>
<p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p>	<p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p>
<p>70の7—46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p>	<p>70の7—46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p>
<p>(対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p>	<p>(特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p>
<p>70の7—48 措置法第70条の7第22項の「<u>対象受贈非上場株式等の許可決定日における価額</u>として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40(<u>対象受贈非上場株式等の時価</u>に相当する金額の意義))を準用する。</p>	<p>70の7—48 措置法第70条の7第22項の「<u>特例受贈非上場株式等の許可決定日における価額</u>として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40(<u>特例受贈非上場株式等の時価</u>に相当する金額の意義))を準用する。</p>
<p>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</p>	<p>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</p>
<p>70の7—49 . . .</p>	<p>70の7—49 . . .</p>
<p>(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義)</p>	<p>(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義)</p>
<p>70の7—50 措置法第70条の7第29項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p>	<p>70の7—50 措置法第70条の7第29項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、<u>特例対象贈与</u>があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p>
<p>(注) 対象贈与があった時に措置法第70条の7第29項に規定する現物出資等資産(以下70の7—50において「現物出資等資産」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第29項第2号の価額を算定することに留意する。</p>	<p>(注) <u>特例対象贈与</u>があった時に措置法第70条の7第29項に規定する現物出資等資産(以下70の7—50において「現物出資等資産」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第29項第2号の価額を算定することに留意する。</p>
<p>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)</p>	<p>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)</p>
<p>70の7—53 措置法令第40条の8第50項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項に規定する災害によって被害を受けた同項に規定する資産につき、今後取壊し若しくは</p>	<p>70の7—53 措置法令第40条の8第49項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項に規定する災害によって被害を受けた同項に規定する資産につき、今後取壊し若しくは</p>

改正後	改正前
<p>除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ使用することができないと認められる場合の当該資産に係る損壊をいうことに留意する。</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7—55 措置法第70条の7第30項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、<u>従業員数確認期間内にある各基準日</u>における被災事業所(同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7—55において同じ。)の常時使用従業員の数の合計を<u>従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所に係る特例対象贈与(最初の同条第1項の規定の適用に係る贈与をいう。以下70の7—59までにおいて同じ。)</u>の時(対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該特例対象贈与の時に措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7—59までにおいて同じ。)における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</p> <p>なお、当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、<u>従業員数確認期間内にある各基準日</u>における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を<u>従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所に係る特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に</u>限られることに留意する。</p> <p>(注)1 上記の「<u>従業員数確認期間</u>」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「<u>特例対象贈与の時における常時使用従業員の数</u>」は、同条第39項に定める数となることに留意する。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—57 . . .</p> <p>(注)1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p>	<p>除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ使用することができないと認められる場合の当該資産に係る損壊をいうことに留意する。</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7—55 措置法第70条の7第30項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、<u>各第一種贈与基準日</u>における被災事業所(同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7—55において同じ。)の常時使用従業員の数の合計を<u>経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所に係る特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</u></p> <p>なお、当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、<u>各第一種贈与基準日</u>における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を<u>経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所に係る特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に</u>限られることに留意する。</p> <p>(注)1 上記の「<u>経営贈与承継期間</u>」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「<u>特例対象贈与の時における常時使用従業員の数</u>」は、同条第39項に定める数となることに留意する<u>こと</u>。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—57 . . .</p> <p>(注)1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p>

改正後	改正前
<p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8 <u>第54項</u>に規定する割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $2 \quad \dots$ <p>(措置法令第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—59</p> <p>(1)</p> <p>(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8 <u>第56項</u>に規定する割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $2 \quad \dots$ <p>(2)</p> <p>(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)</p> <p>70の7—60</p> <p>(注) 措置法令第40条の8 <u>第54項</u>第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条<u>第56項</u>第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。</p> <p>(措置法令第40条の8 <u>第60項</u>に規定する届出書の提出期間等)</p> <p>70の7—61 措置法令第40条の8 <u>第60項</u>に規定する届出書は、基準日が経営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>なお、. . . .</p>	<p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8 <u>第53項</u>に規定する割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $2 \quad \dots$ <p>(措置法令第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—59</p> <p>(1)</p> <p>(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8 <u>第55項</u>に規定する割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $2 \quad \dots$ <p>(2)</p> <p>(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)</p> <p>70の7—60</p> <p>(注) 措置法令第40条の8 <u>第53項</u>第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条<u>第55項</u>第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。</p> <p>(措置法令第40条の8 <u>第59項</u>に規定する届出書の提出期間等)</p> <p>70の7—61 措置法令第40条の8 <u>第59項</u>に規定する届出書は、基準日が経営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>なお、. . . .</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—1 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1((贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義))を準用する。</p> <p>(対象非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—2 <u>対象</u>非上場株式等とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 複数の認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得をした場合の<u>対象</u>非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が<u>対象</u>非上場株式等に該当することに留意する。</p> <p>4</p> <p>5 <u>非上場株式等の取得は、措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間の末日までに相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限られることに留意する。</u></p> <p>(相続税の納税猶予及び免除の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2—3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第<u>64</u>項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) <u>次に掲げる株式等</u></p> <p>イ <u>措置法第70条の7の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特</u></p>	<p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—1 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1((贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義))を準用する。</p> <p>(特例非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—2 <u>特例</u>非上場株式等とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 複数の認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得をした場合の<u>特例</u>非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が<u>特例</u>非上場株式等に該当することに留意する。</p> <p>4</p> <p>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2—3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第<u>63</u>項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) <u>措置法第70条の7の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により措置法第70条の7の2第1項の被相続人から相続又は遺贈により取得をした</u></p>

改正後	改正前
<p><u>例))の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等</u></p> <p>ロ <u>同項の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等につき措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における当該贈与者から相続又は遺贈により取得した当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等</u></p> <p><u>5) 措置法第70条の7の7第1項((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により同項に規定する特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例対象受贈非上場株式等</u></p> <p>(注) 1 <u>上記(4)イの対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記(5)の特例対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の8第1項((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例))の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</u></p> <p>(代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の不適用)</p> <p>70の7の2—4 . . .</p> <p>(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2—5 対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3((対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)イ(イ)又はロに該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p><u>ものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等</u></p> <p>(注) 上記(4)のうち措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</p> <p>(代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用)</p> <p>70の7の2—4 . . .</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2—5 <u>特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)イ(イ)又はロに該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>(注) 措置法令第40条の8第63項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件)</p> <p>70の7の2—6 . . .</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の2—9 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について<u>対象非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)</u>については、70の7—6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>A=当該 . . .</p> <p>B=当該 . . .</p> <p>C=当該 . . .</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当(最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時(対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—14において同じ。)前に受けたものを除く。)の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除く。)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>(注) 措置法第70条の7の2第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の2第26項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前又は</p>	<p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の7の2—6 . . .</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の2—9 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について<u>特例非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)</u>については、70の7—6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>A=当該 . . .</p> <p>B=当該 . . .</p> <p>C=当該 . . .</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当(相続の開始前に受けたものを除く。)の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、相続の開始前に支給されたものを除く。)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>(注) 措置法第70条の7の2第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の2第26項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、相続の開始前又は相続の開始以後のいずれに属するものか区分することができ</p>

改正後	改正前
<p>当該相続の開始の<u>時</u>以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から当該相続の開始の日の前日までの日数と当該相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2—14の2 . . .</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「措置法令第40条の8第21項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第26項第2号」と、「<u>対象</u>受贈非上場株式等」とあるのは「<u>対象</u>非上場株式等」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）（以下70の7—11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）（以下70の7の2—14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。</p> <p>(特定特別関係会社の意義等)</p> <p>70の7の2—14の3 . . .</p> <p>この場合において、70の7—11の3中「70の7—11の3」とあるのは「70の7の2—14の3」と、「第70条の7第2項第1号ハ」とあるのは「第70条の7の2第2項第1号ハ」と、「同号ニ」とあるのは「<u>第70条の7第2項第1号ニ</u>」と、「第40条の8第1項第1号イ」とあるのは「第40条の8の2第1項第1号イ」となることに留意する。</p> <p><u>(経営承継期間の意義)</u></p> <p>70の7の2—15の2 措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間とは、同条第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。</p> <p>(1) 次のいずれか早い日</p>	<p>ないときは、当該区分することができない金額を相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から相続の開始の日の前日までの日数と相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2—14の2 . . .</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「措置法令第40条の8第20項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第26項第2号」と、「<u>特例</u>受贈非上場株式等」とあるのは「<u>特例</u>非上場株式等」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）（以下70の7—11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）（以下70の7の2—14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。</p> <p>(特定特別関係会社の意義等)</p> <p>70の7の2—14の3 . . .</p> <p>この場合において、70の7—11の3中「70の7—11の3」とあるのは「70の7の2—14の3」と、「第70条の7第2項第1号ハ」とあるのは「第70条の7の2第2項第1号ハ」と、「同号ニ」とあるのは「<u>前条</u>第2項第1号ニ」と、「第40条の8第1項第1号」とあるのは「第40条の8の2第1項第1号」となることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 経営承継相続人等の最初の同項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p><u>ロ 経営承継相続人等の最初の対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p><u>(2) 経営承継相続人等の死亡の日の前日</u></p> <p>(認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2—16 対象非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、<u>対象非上場株式等</u>に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2—39までにおいて同じ。）であって当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象非上場株式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該対象非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2—16の2 対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、. . .</p>	<p>(認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2—16 特例非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、<u>特例非上場株式等</u>に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2—16の2までにおいて同じ。）であって当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2—16の2 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、. . .</p>

改正後	改正前
<p>1 当該<u>対象</u>非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該<u>対象</u>非上場株式等の価額の合計額（措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額）を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する（措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>（注）相続の開始の時ににおいて、<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該<u>対象</u>非上場株式等の価額については、70の7の2—16（（認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>対象</u>非上場株式等の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p>	<p>1 当該<u>特例</u>非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該<u>特例</u>非上場株式等の価額の合計額（措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額）を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する（措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>（注）相続の開始の時ににおいて、<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該<u>特例</u>非上場株式等の価額については、70の7の2—16（（認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>特例</u>非上場株式等の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p>
<p>（常時使用従業員の雇用の確保されていない場合）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>70の7の2—17の2</u> 措置法第70条の7の2第3項第2号に規定する「常時使用従業員の雇用の確保されているものとして政令で定める数を下回る数となった場合」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—17の2において同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</p> <p>（注）1 <u>上記の「従業員数確認期間」とは、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいうことに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の「基準日」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>当該相続の開始の時に措置法規則第23条の10第14項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</u></p> <p>4 <u>上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。</u></p> <p>(対象非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2—18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の<u>対象非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等</u>（以下70の7の2—43までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注) なお、<u>対象非上場株式等</u>を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—21 措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14((<u>納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>))を準用する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7の2—26 措置法第70条の7の2第3項第15号の「当該<u>対象非上場株式等</u>に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」及び「その該当しないこととなった日」の意義については、70の7—25((<u>非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義</u>))を準用する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2—30 ・・・</p> <p>(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>同号の贈与をした対象非上場株式等の数又は金額</u></p> <p style="text-align: center;">同号の贈与の直前における<u>対象非上場株式等の数又は金額</u></p>	<p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2—18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の<u>特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等</u>（以下70の7の2—43までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注) なお、<u>特例非上場株式等</u>を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—21 措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14((<u>特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>))を準用する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7の2—26 措置法第70条の7の2第3項第15号の「当該<u>特例非上場株式等</u>に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」及び「その該当しないこととなった日」の意義については、70の7—25((<u>非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義</u>))を準用する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2—30 ・・・</p> <p>(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>同号の贈与をした特例非上場株式等の数又は金額</u></p> <p style="text-align: center;">同号の贈与の直前における<u>特例非上場株式等の数又は金額</u></p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7の2第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継相続人等が<u>対象</u>非上場株式等につき行う措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う同号に規定する適用対象非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。</p> <p>2 猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、<u>経営承継相続人等</u>が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした<u>対象</u>非上場株式等に対応する部分の金額については、措置法第70条の7の2第16項第2号により免除される。この場合、<u>経営承継相続人等</u>は、同号の<u>対象</u>非上場株式等の贈与を受けた者が当該<u>対象</u>非上場株式等について措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに措置法第70条の7の2第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合 <u>譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額</u> <u>譲渡等の直前における対象非上場株式等の数又は金額</u> (注) <u>上記の「譲渡等」が措置法第70条の7の2第3項第3号に規定する贈与である場合には、(1) (注) 2及び3によることに留意する。</u></p> <p>(4) . . .</p>	<p>(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7の2第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継相続人等が<u>特例</u>非上場株式等につき行う措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う<u>当該特例</u>非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。</p> <p>2 猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした<u>特例</u>非上場株式に対応する部分の金額については、措置法第70条の7の2第16項第2号により免除される。この場合、同号の<u>特例</u>非上場株式等の贈与を受けた者が当該<u>特例</u>非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに措置法第70条の7の2第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合 <u>譲渡等をした特例非上場株式等の数又は金額</u> <u>譲渡等の直前における特例非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>(4) . . .</p>
<p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2—31 措置法令第40条の8の2第39項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合</p> <p>(2) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</p> <p>(3) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社が組織変更した場合</p> <p>(4) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合</p> <p>(5) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合</p>	<p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2—31 措置法令第40条の8の2第39項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合</p> <p>(2) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</p> <p>(3) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社が組織変更した場合</p> <p>(4) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合</p> <p>(5) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合</p>

改正後	改正前
<p>(6) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該<u>対象</u>非上場株式等に係る株券の差替えの手続が必要となった場合</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、<u>対象</u>非上場株式等の全てが担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) 担保として提供された<u>対象</u>非上場株式等について、措置法規則第23条の10第24項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p>	<p>(6) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該<u>特例</u>非上場株式等に係る株券の差替えの手続が必要となった場合</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、<u>特例</u>非上場株式等の全てが担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) 担保として提供された<u>特例</u>非上場株式等について、措置法規則第23条の10第24項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p>
<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p>	<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p>
<p>70の7の2—32 措置法第70条の7の2第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>対象</u>非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり<u>対象</u>非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、<u>対象</u>非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している<u>対象</u>非上場株式等について措置法令第40条の8の2第40項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該<u>対象</u>非上場株式等に対応するものとして新たに取得した<u>対象</u>非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7の2第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p>	<p>70の7の2—32 措置法第70条の7の2第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>特例</u>非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり<u>特例</u>非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、<u>特例</u>非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している<u>特例</u>非上場株式等について措置法令第40条の8の2第40項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該<u>特例</u>非上場株式等に対応するものとして新たに取得した<u>特例</u>非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7の2第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p>
<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p>	<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p>
<p>70の7の2—33 <u>対象</u>非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該<u>対象</u>非上場株式等が会社法第107条第1項第1号又は同法第108条第1項第4号の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7の2第6項の規定により、納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p>	<p>70の7の2—33 <u>特例</u>非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該<u>特例</u>非上場株式等が会社法第107条第1項第1号又は同法第108条第1項第4号の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7の2第6項の規定により、納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p>
<p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p>	<p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の<u>特例</u>等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の2—35 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7の2—36 . . .</p> <p><u>(注) 1 上記の「第1種基準日」とは、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限(経営承継相続人等が対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている場合において、その適用に係る贈与税の申告書の提出期限が当該相続税の申告書の提出期限前であるときは、当該贈与税の申告書の提出期限)の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>2 上記の「第2種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7の2—38 措置法第70条の7の2第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>対象非上場株式等</u>の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8の2第40項の規定により<u>対象非上場株式等</u>を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2—39 措置法第70条の7の2第14項第11号の適用に当たり、認定承継会社ごとの<u>対象非上場株式等の価額</u>(当該<u>対象非上場株式等</u>に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であって当該認定承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の2—39において「認定承継会社等」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人(当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。))又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。))を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額)に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7の2—41 . . .</p>	<p>70の7の2—35 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7の2—36 . . .</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7の2—38 措置法第70条の7の2第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に<u>特例非上場株式等</u>の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8の2第40項の規定により<u>特例非上場株式等</u>を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2—39 措置法第70条の7の2第14項第11号の適用に当たり、認定承継会社ごとの<u>特例非上場株式等の価額</u>(当該<u>特例非上場株式等</u>に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。))であって当該認定承継会社との間に支配関係(措置法令第40条の8第8項に規定する関係をいう。))がある法人(以下「認定承継会社等」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人(当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。))又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。))を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額)に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7の2—41 . . .</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>同号の贈与をした対象非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>同号の贈与の直前における当該対象非上場株式等の数又は金額 なお、・・・</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける経営承継相続人等から対象非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該対象非上場株式等及び当該対象非上場株式等以外の当該対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該対象非上場株式等から先に措置法第70条の7第1項又は第70の7の5第1項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。</p> <p>2 経営承継相続人等から贈与により取得をした当該対象非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の7の2第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>3 ・・・</p> <p>(措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</p> <p>70の7の2—43 措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている対象非上場株式等のみならず、経営承継相続人等有する当該対象非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>(対象非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7の2—44 措置法第70条の7の2第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40((対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</p> <p>70の7の2—47 措置法令第40条の8の2第50項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>同号の贈与をした特例非上場株式等(措置法第70条の7第1項の適用を受けるものに限る。)</u>の数又は金額</p> <p>同号の贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額 なお、・・・</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける経営承継相続人等から特例非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該特例非上場株式等及び当該特例非上場株式等以外の当該特例非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該特例非上場株式等から先に措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けるものとして差し支えない。</p> <p>2 経営承継相続人等から贈与により取得をした当該特例非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の7の2第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>3 ・・・</p> <p>(措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</p> <p>70の7の2—43 措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている特例非上場株式等のみならず、経営承継相続人等有する当該特例非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>(特例非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7の2—44 措置法第70条の7の2第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40((特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</p> <p>70の7の2—47 措置法令第40条の8の2第50項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2—48 <u>対象</u>非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7の2第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p><u>(猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p>70の7の2—49 . . .</p> <p><u>(対象非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</u></p> <p>70の7の2—52 措置法第70の7の2第23項の「<u>対象</u>非上場株式等の認可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—48((<u>対象</u>受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義))を準用する。</p> <p><u>(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日)</u></p> <p>70の7の2—53 . . .</p> <p><u>(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)</u></p> <p>70の7の2—54 . . .</p> <p>この場合において、70の7—50中「措置法第70条の7第29項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p><u>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</u></p> <p>70の7の2—59 措置法第70条の7の2第31項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、<u>従業員数確認期間内</u>にある各基準日における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7の2—59において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を<u>従業員数確認期間</u>の末日において<u>従業員数確認期間内</u>にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の最初の同条第1項の規</p>	<p>(2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2—48 <u>特例</u>非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7の2第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p><u>(猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申告期限までに提出されない場合等)</u></p> <p>70の7の2—49 . . .</p> <p><u>(特例非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</u></p> <p>70の7の2—52 措置法第70の7の2第23項の「<u>特例</u>非上場株式等の認可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—48(<u>特例</u>受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義))を準用する。</p> <p><u>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</u></p> <p>70の7の2—53 . . .</p> <p><u>(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)</u></p> <p>70の7の2—54 . . .</p> <p>この場合において、70の7—50中「措置法第70条の7第29項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「<u>特例</u>対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p><u>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</u></p> <p>70の7の2—59 措置法第70条の7の2第31項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、<u>各第一種基準日</u>における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7の2—59において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を<u>経営承継期間</u>の末日において<u>経営承継期間内</u>にある<u>第一種基準日</u>の数で除して計算した数が、当該被災事業所の同条第1項の規定の適用に係る相続の開始の</p>

改正後	改正前
<p>定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—63までにおいて同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</p> <p>なお、当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、<u>従業員数確認期間内にある各基準日</u>における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を<u>従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数</u>で除して計算した数が、当該事業所の<u>最初の措置法第70条の7の2第1項</u>の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の「<u>従業員数確認期間</u>」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。</p> <p>2 <u>最初の同項</u>の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時における常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7の2—61 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の<u>最初の措置法第70条の7の2第1項</u>の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p>	<p>時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</p> <p>なお、当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、<u>各第一種基準日</u>における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を<u>経営承継期間の末日において経営承継期間内にある第一種基準日の数</u>で除して計算した数が、当該事業所の<u>同項</u>の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の「<u>経営承継期間</u>」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。</p> <p>2 同項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時における常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7の2—61 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>雇用判定基準日における常時使用従業員の数</u></p> <p>認定承継会社の<u>最初</u>の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時に おける常時使用従業員の数</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」につい ては、<u>最初</u>の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時 後に措置法規則第23条の10第37項において準用する<u>措置法</u>規則第23条の 9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、<u>当該</u>相続の開始の時ににおける 常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となること に留意すること。</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保さ れているとき」)</p> <p>70の7の2—63</p> <p>(1)</p> <p>(注) 1</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算 した金額をいう。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 <u>最初</u>の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時 後に措置法規則第23条の10第39項において準用する<u>措置法</u>規則第23条の9 第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継 会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場 合には、当該認定承継会社の<u>最初</u>の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る 相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常 時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p>	<p style="text-align: center;"><u>雇用判定基準日における常時使用従業員の数</u></p> <p>認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時にお ける常時使用従業員の数</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」につい ては、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に 後に措置法規則第23条の10第37項において準用する<u>同</u>規則第23条の9第16項各 号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時ににおける常時使用従業員 の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意すること。</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保さ れているとき」)</p> <p>70の7の2—63</p> <p>(1)</p> <p>(注) 1</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算 した金額をいう。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に 後に措置法規則第23条の10第39項において準用する<u>同</u>規則第23条の9第42項 で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に 係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場 合には、当該認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の 開始の時ににおける常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使 用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$ <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、<u>最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に</u>措置法規則第23条の10第37項において準用する<u>措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時に</u>における常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 <u>最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に</u>措置法規則第23条の10第39項において準用する<u>措置法規則第23条の9第42項</u>で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>4 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$ <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、<u>最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に</u>措置</p>	<p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$ <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する<u>同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時に</u>における常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する<u>同規則第23条の9第42項</u>で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>4 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$ <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則</p>

改正後	改正前
<p>法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）〕</p> <p>（措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3—1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>Bは、・・・</p> <p>Cは、当該贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 ・・・</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3—1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p>	<p>第23条の10第37項において準用する同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）〕</p> <p>（措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3—1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額（同法第70条の7第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>Bは、・・・</p> <p>Cは、贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 ・・・</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3—1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p>

改正後	改正前
<p><u>Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</u></p> <p><u>Bは、当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額</u></p> <p><u>Cは、当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</u></p> <p><u>(注)1 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう（以下70の7の3—1の2及び70の7の4—2の2において同じ。）。</u></p> <p><u>イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下このイにおいて「免除対象贈与」という。）である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</u></p> <p><u>ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者</u></p> <p><u>2 「前の贈与」とは、(注)1のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。</u></p>	<p><u>A＝経営承継受贈者に係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7の3—1の2及び70の7の4—2の2において同じ。）から同項の規定の適用に係る前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得した特例受贈非上場株式等の当該前の贈与の時ににおける価額（同条第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。）</u></p> <p><u>B＝当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額</u></p> <p><u>C＝当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</u></p>

改正後	改正前
<p>2 当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を<u>相続又は遺贈</u>により取得をしたものとみなされる場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 . . .</p> <p>4 <u>経営承継受贈者に係る前の贈与者が行った前の贈与が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与のいずれであるかに関わらず、当該前の贈与者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者については、措置法第70条の7の3第2項の規定が適用されることに留意する。</u></p>	<p>2 当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を<u>贈与</u>により取得をした場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 . . .</p>
<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した<u>対象非上場株式等</u>)</p>	<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した<u>特例非上場株式等</u>)</p>
<p>70の7の3—2 . . .</p>	<p>70の7の3—2 . . .</p>
<p>(1) 贈与者の死亡の時に同条第1項の規定の適用を受けている<u>対象受贈非上場株式等</u> 当該贈与者の死亡の時に同項の規定の適用を受けている<u>対象受贈非上場株式等</u>（措置法第70条の7の3第1項に規定する<u>対象受贈非上場株式等</u>をいう。以下(1)において同じ。）は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。 なお、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。 (注) 当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p>	<p>(1) 贈与者の死亡の時に同条第1項の規定の適用を受けている<u>特定受贈非上場株式等</u> 当該贈与者の死亡の時に同項の規定の適用を受けている<u>特例受贈非上場株式等</u>（措置法第70条の7の3第1項に規定する<u>特例受贈非上場株式等</u>をいう。以下(1)において同じ。）は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、<u>特例対象贈与</u>の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。 なお、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。 (注) 当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p>
<p>(2) 贈与者の死亡の日前に納税猶予に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している<u>対象受贈非上場株式等</u></p>	<p>(2) 贈与者の死亡の日前に納税猶予に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している<u>特例受贈非上場株式等</u></p>
<p>イ . . . 当該贈与者の死亡（当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。 なお、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないこと</p>	<p>イ . . . 当該贈与者の死亡（当該適用に係る<u>特例対象贈与</u>後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>は、相続税法第19条の規定により、<u>特例対象贈与</u>の時の価額で相続税が課税されることに留意する。 なお、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>とに留意する。</p> <p>ロ</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)</p> <p>70の7の3—2の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者に限る。）が死亡した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定（暦年課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡（当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定（相続時精算課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>は、相続税法</p>	<p>ロ</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、<u>特例</u>対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)</p> <p>70の7の3—2の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。）が死亡した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定（暦年課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡（当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>は、相続税法第19条の規定により、<u>特例</u>対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定（相続時精算課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>は、相続税法</p>

改正後	改正前
<p>第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに<u>第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項</u>の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（<u>対象相続非上場株式等の意義</u>）</p> <p>70の7の4—1 措置法第70条の7の4第1項に規定する<u>対象相続非上場株式等</u>（以下70の7の4—6までにおいて「<u>対象相続非上場株式等</u>」という。）とは、同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者（以下70の7の4—12までにおいて「<u>経営相続承継受贈者</u>」という。）が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第3項に規定する<u>対象受贈非上場株式等</u>（措置法第70条の7の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の4—2までにおいて同じ。）の規定の適用がある部分に限る。（70の7の3—1参照。）のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1) 当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社（以下70の7の4—9までにおいて「<u>認定相続承継会社</u>」という。）の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4—1において同じ。）がある場合</p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>Aは、・・・</p> <p>Bは、当該経営相続承継受贈者が当該対象贈与の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額（当該対象贈与があった時から当該相続の開始の直前ま</p>	<p>第21条の15又は第21条の16の規定により、<u>特例対象贈与</u>の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（<u>特例相続非上場株式等の意義</u>）</p> <p>70の7の4—1 措置法第70条の7の4第1項に規定する<u>特例相続非上場株式等</u>（以下70の7の4—6までにおいて「<u>特例相続非上場株式等</u>」という。）とは、同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者（以下70の7の4—12までにおいて「<u>経営相続承継受贈者</u>」という。）が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第3項に規定する<u>特例受贈非上場株式等</u>（措置法第70条の7の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の4—2までにおいて同じ。）の規定の適用がある部分に限る。（70の7の3—1参照。）のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1) 当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の<u>特例対象贈与</u>の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社（以下70の7の4—9までにおいて「<u>認定相続承継会社</u>」という。）の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4—1において同じ。）がある場合</p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の<u>特例対象贈与</u>の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合</p> <p>・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>Aは、・・・</p> <p>Bは、当該経営相続承継受贈者が当該<u>特例対象贈与</u>の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額（当該<u>特例対象贈与</u>があった時から当該相続の開始</p>

改正後	改正前
<p>での間に当該<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))に定める事由により<u>対象受贈非上場株式等</u>の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)</p> <p>2 複数の認定相続承継会社に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の<u>対象相続非上場株式等</u>に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が<u>対象相続非上場株式等</u>に該当することに留意する。</p> <p>4 上記の(1)又は(2)により計算された$A \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p>	<p>の直前までの間に当該<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))に定める事由により<u>特例受贈非上場株式等</u>の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)</p> <p>2 複数の認定相続承継会社に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の<u>特例相続非上場株式等</u>に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が<u>特例相続非上場株式等</u>に該当することに留意する。</p> <p>4 上記の(1)又は(2)により計算された$A \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p>
<p>(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4—2 対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3((対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のイ(ロ)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る<u>対象受贈非上場株式等</u>は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該<u>対象受贈非上場株式等</u>の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該<u>対象受贈非上場株式等</u>について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がある</p>	<p>(<u>特例対象贈与</u>に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4—2 <u>特例対象贈与</u>により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3((<u>特例対象贈与</u>に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のイ(ロ)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る<u>特例受贈非上場株式等</u>は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該<u>特例受贈非上場株式等</u>の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該<u>特例受贈非上場株式等</u>について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がある</p>

改正後	改正前
<p>ものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4—2の2 対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3の2((対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))に該当し、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該受贈者に係る前の贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該対象受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—4 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の2—14((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開</p>	<p>ものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4—2の2 特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3の2((特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))に該当し、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該受贈者に係る前の贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—4 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の2—14((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開</p>

改正後	改正前
<p>始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、また、同通達(1)中「<u>措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始</u>」とあるのは「<u>対象贈与</u>」と、「<u>当該相続の開始</u>」とあるのは「<u>当該対象贈与</u>」と、「<u>対象贈与</u>」とあるのは「<u>第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続</u>」となることに留意する。</p> <p>(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7の4—5 . . .</p> <p>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号又は第2号に定める要件に相当する要件はないことに留意する。</p> <p>(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>対象相続非上場株式等の価額</u>)</p> <p>70の7の4—6 <u>対象</u>相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、<u>対象</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の4第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。）であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の4—6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定相続承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の4—6の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額（以下70の7の4—6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。）の計算の基となる当該<u>対象</u>相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、. . .</p> <p>(<u>対象</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4—6の2 <u>対象</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合における納</p>	<p>始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、また、同通達(1)中「<u>相続の開始</u>」とあるのは「<u>特例対象贈与</u>」となることに留意する。</p> <p>(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7の4—5 . . .</p> <p>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号に相当する要件はないことに留意する。</p> <p>(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>特例</u>相続非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の4—6 <u>特例</u>相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、<u>特例</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。）であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の4—6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定相続承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の4—6の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額（以下70の7の4—6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。）の計算の基となる当該<u>特例</u>相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、. . .</p> <p>(<u>特例</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4—6の2 <u>特例</u>相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合における納</p>

改正後	改正前
<p>税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>1 当該<u>対象相続非上場株式等</u>に係る経営相続承継受贈者が被相続人から措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた<u>全ての</u>認定相続承継会社の当該<u>対象相続非上場株式等</u>の価額の合計額（措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額）を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する（措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>（注）<u>対象相続非上場株式等</u>の価額は、対象贈与により取得をした<u>対象受贈非上場株式等</u>のそれぞれの当該対象贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の<u>対象受贈非上場株式等</u>の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時ににおいて、<u>対象相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該<u>対象相続非上場株式等</u>の価額については、70の7の4—6（（認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>対象相続非上場株式等</u>の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該<u>対象相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 ……</p> <p>（経営相続承継期間の意義）</p> <p>70の7の4—7 ……</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から<u>特定日</u>までの間に<u>当該贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号（措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合には、措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として措置法令第40条の8の4第10項に定める者に対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の4—7及び70の7の4—10において同じ。）</u>が死亡した場合</p>	<p>税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>1 当該<u>特例相続非上場株式等</u>に係る経営相続承継受贈者が被相続人から措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた<u>すべての</u>認定相続承継会社の当該<u>特例相続非上場株式等</u>の価額の合計額（措置法令第40条の8の3第8項により準用する措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額）を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する（措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>（注）<u>特例相続非上場株式等</u>の価額は、<u>特例対象贈与</u>により取得をした<u>特例受贈非上場株式等</u>のそれぞれの当該<u>特例対象贈与</u>の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の<u>特例受贈非上場株式等</u>の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時ににおいて、<u>特例相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該<u>特例相続非上場株式等</u>の価額については、70の7の4—6（（認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>特例相続非上場株式等</u>の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該<u>特例相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 ……</p> <p>（経営相続承継期間の意義）</p> <p>70の7の4—7 ……</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から<u>同日以後5年を経過する日</u>までの間に<u>特例対象贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等につき措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の4—7において同じ。）</u>が死亡した場合</p>

改正後	改正前
<p>当該死亡に係る相続の開始の日から当該<u>特定日</u>又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) <u>特定日</u>の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に<u>当該贈与</u>に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(注) 1 「<u>特定日</u>」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうことに留意する。(以下70の7の4—10において同じ。)</p> <p>イ <u>当該経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p>ロ <u>当該経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p>2 「<u>措置法令第40条の8の4第10項に定める者</u>」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者をいうことに留意する。</p> <p>イ <u>贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法令第40条の8第5項第1号に規定する免除対象贈与である場合</u> <u>対象受贈非上場株式会社等に係る認定相続承継会社の非上場株式等の当該免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</u></p> <p>ロ <u>イに掲げる場合以外の場合</u> <u>贈与者</u></p> <p>(確定事由となる常時使用従業員の数)</p> <p>70の7の4—7の2 70の7の4—7((経営相続承継期間の意義))の(1)の場合における、措置法第70条の7の4第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第2号の要件の判定は、<u>従業員数確認期間内に存する各基準日における対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数により行うことに留意する。</u></p> <p>なお、その要件の判定については、70の7の2—17の2((常時使用従業員の雇用が確保されていない場合))を準用する。</p>	<p>当該死亡に係る相続の開始の日から当該<u>5年を経過する日</u>又は当該<u>特例対象贈与</u>に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) <u>措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日</u>の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に<u>特例対象贈与</u>に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(確定事由となる常時使用従業員の数)</p> <p>70の7の4—7の2 70の7の4—7((経営相続承継期間の意義))の(1)の場合における、措置法第70条の7の4第3項の規定により読み替えて適用する同法第70条の7の2第3項第2号の要件の判定は、<u>同法第70条の7第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日</u>(以下「<u>第1種贈与基準日</u>」という。)における常時使用従業員の数と同法70条の7の4第2項第6号イに規定する<u>第1種相続基準日</u>(以下「<u>第1種相続基準日</u>」という。)における常時使用従業員の数の合計を<u>経営相続承継期間の末日において同法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間内に存する第1種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第1種相続基準日の数の合計</u>で除して計算した数により行うことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 「<u>従業員数確認期間</u>」とは、当該対象相続非上場株式会社等に係る認定相続承継会社の非上場株式会社等について措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日(経営相続承継受贈者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日)までの期間をいうことに留意する。</p> <p>2 「<u>基準日</u>」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—8 措置法第70条の7の4第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14(<u>納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>)を準用する。</p> <p>この場合において、70の7の2—14中「<u>相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日</u>」とあるのは「<u>相続税の申告期限の翌日</u>」と、「<u>相続税の申告期限</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8の4第12項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日</u>」と、「<u>第40条の8の2第7項</u>」とあるのは「<u>第40条の8の4第17項において準用する措置法令第40条の8の2第30項</u>」と、また、同通達(1)中「<u>措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始</u>」とあるのは「<u>対象贈与</u>」と、「<u>当該相続の開始</u>」とあるのは「<u>当該対象贈与</u>」と、「<u>対象贈与</u>」とあるのは「<u>第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続</u>」となることに留意する。</p> <p>(既に株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4—9 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7の4—10 . . .</p> <p>(注)1 <u>上記の「第1種相続基準日」とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(経営相続承継受贈者が対象受贈非上場株式会社等に係る認定相続承継会社の非上場株式会社等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けている場合において、その適用に係る相続税の申告書の提出期限が当該贈与税の申告書の提出期限前であるときは、当該相続税の申告書の提出期限)の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p>	<p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—8 措置法第70条の7の4第3項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14(<u>特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>)を準用する。</p> <p>この場合において、70の7の2—14中「<u>相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日</u>」とあるのは「<u>相続税の申告期限の翌日</u>」と、「<u>相続税の申告期限</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8の3第11項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日</u>」と、「<u>第40条の8の2第7項</u>」とあるのは「<u>第40条の8の3第16項の規定により読み替えて適用する同法第40条の8の2第30項</u>」と、また、同通達(1)中「<u>相続の開始</u>」とあるのは「<u>特例対象贈与</u>」となることに留意する。</p> <p>(既に株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4—9 . . .</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7の4—10 . . .</p>

改正後	改正前
<p><u>2 上記の「第2種相続基準日」とは、経営相続承継期間（経営相続承継受贈者に係る贈与者が特定日の翌日以後に死亡した場合には、当該経営相続承継受贈者に係る経営贈与承継期間）の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p><u>70の7の4—12 70の7の2—7（(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)）、70の7の2—8（(相次相続控除の算式)）、70の7の2—10（(担保の提供等)）～13（(常時使用従業員の意義)）、70の7の2—14の2（(認定承継会社から支給された給与等の意義)）、70の7の2—14の3（(特定特別関係会社の意義等)）、70の7の2—17（(代表権を有しないこととなった場合の意義)）、70の7の2—18（(対象非上場株式等の譲渡等の判定)）～20（(解散等をした場合等の意義)）、70の7の2—22（(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)）～34（(特定事由)）及び70の7の2—37（(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)）～67（(措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用)）については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の7の5（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)関係]</u></p> <p><u>(贈与税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—1 措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1（(贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)）を準用する。</u></p> <p><u>(特例贈与者の意義等)</u></p> <p><u>70の7の5—2 措置法第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社（以下70の7の5—34までにおいて「特例認定贈与承継会社」という。）に係る同条第1項に規定する特例贈与者（以下70の7の7—3までにおいて「特例贈与者」という。）からは、当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7の5—3までにおいて同じ。）について、既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているものは除かれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者（以下70の7の7—2までにおいて「特例経営承継受贈者」という。）が2人又は3人以上ある場合において、同一年中に、これらの</u></p>	<p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p><u>70の7の4—12 70の7の2—7（(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)）、70の7の2—8（(相次相続控除の算式)）、70の7の2—10（(担保の提供等)）～13（(常時使用従業員の意義)）、70の7の2—14の3（(特定特別関係会社の意義等)）、70の7の2—17（(代表権を有しないこととなった場合の意義)）～20（(解散等をした場合等の意義)）、70の7の2—22（(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)）～34（(特定事由)）及び70の7の2—37（(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)）～67（(措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用)）については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>特例経営承継受贈者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与を行うものは「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例対象受贈非上場株式等の贈与の意義等)</u></p> <p><u>70の7の5—3 措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の贈与とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める贈与（以下70の7の7—1までにおいて「特例対象贈与」という。）をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、特例対象贈与は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 特例経営承継受贈者が1人である場合 次に掲げる贈与</u></p> <p><u>イ $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合には、$C \times \frac{2}{3} - B$ 以上の贈与</u></p> <p><u>ロ $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合には、Aの全部の贈与</u></p> <p><u>(2) 特例経営承継受贈者が2人又は3人である場合 次のイ及びロを満たす贈与</u></p> <p><u>イ $D \geq C \times \frac{1}{10}$</u></p> <p><u>ロ $D > E$</u></p> <p><u>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>Aは、特例贈与者が措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Bは、特例経営承継受贈者が当該贈与の直前に有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Cは、当該贈与の時ににおける特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額</u></p> <p><u>Dは、当該贈与直後におけるそれぞれの特例経営承継受贈者の有する特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Eは、当該贈与直後における特例贈与者の有する特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>2 上記(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>得した特例経営承継受贈者の数によることに留意する。</u></p> <p>3 <u>上記(2)の場合には、次の取扱いとなることに留意する。</u></p> <p>イ <u>当該贈与が異なる時期に行われた場合には、上記(2)ロのEの数又は金額については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後における数又は金額による。</u></p> <p>ロ <u>上記(2)イ及びロの要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への当該贈与についても、特例対象贈与に該当しない。</u></p> <p>4 <u>贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した者が、当該贈与前に措置法第70条の7の6第1項((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例))の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得している場合(当該相続又は遺贈による取得の前に特例対象贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得している場合を除く。)には、70の7の5—3中「同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条」とあるのは、「措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈に係る相続の開始の日から措置法第70条の7の5」となることに留意する。</u></p> <p>5 <u>同一年中に、異なる特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の特例対象贈与及び措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等(以下70の7の8—6までにおいて「特例対象受贈非上場株式等」という。)に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。</u></p> <p>6 <u>上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の5第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があるものが特例対象受贈非上場株式等に該当することに留意する。</u></p>	
<p><u>(担保の提供等に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—4 70の7—7((担保の提供等))～9((持分会社の持分等が担保提供された場合))及び70の7—44((2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第1項の規定により担保の提供を行う場合について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(常時使用従業員の意義)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>70の7の5—5 措置法第70条の7の5第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7—10((常時使用従業員の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—6 措置法第70条の7の5第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第4号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の5第5項において準用する措置法令第40条の8第6項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の5第1項の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$</u></p> <p><u>A＝当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</u></p> <p><u>B＝当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて措置法規則第23条の12の2第7項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の5—6において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</u></p> <p><u>C＝当該いずれかの日以前5年以内において特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の5第14項において準用する措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</u></p> <p><u>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の特例対象贈与の時（特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該特例対象贈与の時前に措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7の5—6において同じ。）前に受けたものを除く。）の額</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>b <u>当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の特例対象贈与の時に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</u></p> <p><u>（注）措置法第70条の7の5第2項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第21項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の特例対象贈与の時前又は当該特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から当該特例対象贈与の日の前日までの日数と当該特例対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p> <p>(2) $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$</p> <p><u>A＝当該いずれかの事業年度における総収入金額</u></p> <p><u>B＝当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</u></p> <p><u>（特例認定贈与承継会社から支給された給与等の意義）</u></p> <p><u>70の7の5—7 措置法令第40条の8の5第12項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、70の7—11の2（（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義））を準用する。</u></p> <p><u>（特定特別関係会社の意義等）</u></p> <p><u>70の7の5—8 会社が特例認定贈与承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の5第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3（（特定特別関係会社の意義等））を準用する。</u></p> <p><u>（会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定）</u></p> <p><u>70の7の5—9 措置法第70条の7の5第2項第1号へに規定する要件のうち、措置法令第40条の8</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の5第9項において準用する措置法令第40条の8第10項第2号の要件を判定する場合には、同号の会社が発行する会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を、次に掲げる者以外の者が有しているかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けている者</u></p> <p><u>(2) 措置法令第40条の8の5第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(3) 措置法令第40条の8の6第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(特例経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—10 措置法第70条の7の5第2項第6号ハ及びビの要件を判定する場合の同号ハ及びビの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」の意義については、70の7—12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(注)1 同号ニ(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を同条第1項の規定の適用に係る贈与により取得した個人の数によることに留意する。</u></p> <p><u>2 同号ハ及びビの要件の判定は、同号の贈与直後の株主等の構成により行うのであるが、同号ニ(2)に掲げる場合に該当する場合において、同号の贈与が異なる時期に行われたときには、同号ニ(2)に定める要件のうち「当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を下回らないこと」の判定における特例贈与者の有する議決権の数については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後に有する議決権の数によることに留意する。</u></p> <p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—11 措置法第70条の7の5第2項第6号への要件を判定する場合には、70の7—13((役員である期間の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(特例経営贈与承継期間の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—12 措置法第70条の7の5第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間とは、特例対</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれか早い日</u></p> <p>イ <u>特例経営承継受贈者の最初の特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p>ロ <u>特例経営承継受贈者の最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p><u>(2) 特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の死亡の日の前日</u></p> <p><u>(注) 上記(2)の「特例贈与者」は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下この70の7の5—12において「免除対象贈与」という。)である場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税については、「前の贈与者」となることに留意する。</u></p> <p><u>なお、「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいうことに留意する。</u></p> <p>イ <u>特例贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、免除対象贈与である場合 特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</u></p> <p>ロ <u>イに掲げる場合以外の場合 特例贈与者</u></p> <p><u>(納税猶予分の贈与税額の計算に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—13 70の7—14((認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額))及び70の7—14の2((対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算))については、措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算について準用する。</u></p> <p><u>(納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—14 70の7—16((代表権を有しないこととなった場合の意義)、70の7—18((譲渡等を</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>した日の意義)、70の7—19((解散等をした場合等の意義)及び70の7—21((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～29((納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算))については、措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項(第2号を除く。)、第4項及び第5項の規定による特例経営承継受贈者に係る納税猶予の期限の確定について準用する。</u></p> <p><u>(贈与税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について)</u></p> <p><u>70の7の5—15 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項の規定からは、雇用の確保に関する確定事由である同条第3項第2号の規定は除かれていることに留意する。</u></p> <p><u>なお、雇用の確保ができなかった場合として中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第1項((特例承継計画に係る報告))(同条第4項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の5—15において同じ。)又は同条第8項、第10項若しくは第12項において準用する同条第1項若しくは同条第9項、第11項若しくは第13項において準用する同条第2項(同条第5項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する場合に該当するときは、同条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の都道府県知事の確認書の写しを措置法第70条の7の5第6項の規定により提出する届出書に添付することとされており、これらの書類の提出がない場合には同条第8項において準用する措置法第70条の7第11項の規定により、納税の猶予に係る期限が確定することに留意する。</u></p> <p><u>(筆頭要件の判定)</u></p> <p><u>70の7の5—16 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第4号に規定する場合に該当することとなったかどうかの判定における同号の特例経営承継受贈者と特別の関係がある者のうち「いずれかの者」については、当該特例経営承継受贈者以外の当該特例経営承継受贈者に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式会社等につき措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける同条第2項第7号に規定する特例経営承継相続人等(以下70の7の6—42までにおいて「特例経営承継相続人等」という。)及び措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける同条第2項第1号に規定する特例経営相続承継受贈者(以下70の7の8—11までにおいて「特例経営相続承継受贈者」という。)が除かれることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(特例対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</u></p> <p><u>70の7の5—17 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等（以下70の7の5—32までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項第3号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p> <p><u>2 措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定の適用はないことに留意する。なお、この場合の取扱いについては、70の7の5—32を参照。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—18 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の5—6((納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7の5—6中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の5第2項第9号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の5第5項において準用する措置法令第40条の8第6項」とあるのは「第40条の8の5第18項において準用する措置法令第40条の8第24項」となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定)</u></p> <p><u>70の7の5—19 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第17号に規定する要件のうち、措置法令第40条の8の5第18項において準用する措置法令第40条の8第25項第1号に規定する要件を判定する場合には、70の7の5—9((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(みなす充足に関する取扱いの準用)</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の7の5—20</u> 70の7—30((みなす充足に該当しないこととなる事由))～33((特定事由))及び70の7—44((2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い))については、特例対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第4項において準用する措置法第70条の7第6項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の7の5—21</u> 70の7—35((継続届出書の提出期間))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第6項に規定する届出書を提出する場合について準用する。</p> <p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等)</u></p> <p><u>70の7の5—22</u> 70の7—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))、70の7—37((持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合))及び70の7—44((2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い))については、措置法第70条の7の5第9項において措置法第70条の7第12項の規定を準用する場合及び措置法第70条の7の5第10項において措置法第70条の7第13項の規定を準用する場合について準用する。</p> <p><u>(特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—23</u> 70の7—37の2((贈与者が死亡した場合の免除税額等))～37の4((相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p><u>(破産免除等に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—24</u> 70の7—38((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))～43((免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第16項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p><u>(事業の継続が困難な事由の判定の時期)</u></p> <p><u>70の7の5—25</u> 特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継会社が措置法第70条の7の5第12項に規定する事業の継続が困難な事由が生じた場合に該当するかどうかの判定は、同項各号に掲げる事由が生じたごとに行うことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(事業の継続が困難な事由の意義)

70の7の5—26 措置法第70条の7の5第12項に規定する特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。

(1) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度（当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。）のうち2以上の事業年度において、経常損益金額（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第91条第1項（経常損益金額）に規定する経常損益金額をいう。）が零未満であること。

(注) 上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継会社が措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう（以下70の7の5—26において同じ。）。

(2) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。

(注) 上記の「平均総収入金額」とは、次の算式により計算した金額をいう（以下(3)において同じ。）。

特例認定贈与承継会社の各事業年度の総収入金額

特例認定贈与承継会社の各事業年度の月数

(注) 上記算式の「総収入金額」は、当該特例認定贈与承継会社の総収入金額のうち、会社計算規則第88条第1項第4号（損益計算書等の区分）に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益以外のものに限られることに留意する。

(3) 次に掲げる算式のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる算式）に該当すること。

イ 直前事業年度の終了の日における
負債の帳簿価額 \geq 当該直前事業年度の平均総収入金額×6

ロ 直前事業年度の前事業年度終了の
日における負債の帳簿価額 \geq 当該前事業年度の平均総収入金額×6

(注) 上記算式の「負債」は、利子（特例経営承継受贈者と措置法令第40条の8の5第14項において準用する措置法令第40条の8第11項に規定する特別の関係がある者に対して支払うものを除く。）の支払の基因となるものに限られることに留意する。

改正後	改正前
<p><u>(4) 次に掲げる算式のいずれかに該当すること。</u></p> <p>イ <u>判定期間における業種平均株価 < 前判定期間における業種平均株価</u></p> <p>ロ <u>前判定期間における業種平均株価 < 前々判定期間における業種平均株価</u></p> <p><u>(注) 1 上記算式の「判定期間」とは、直前事業年度終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは、判定期間の開始前1年間をいい、「前々判定期間」とは、前判定期間の開始前1年間をいう。</u></p> <p>2 <u>上記算式の「業種平均株価」とは、措置法令第40条の8の5第22項第4号に規定する業種平均株価をいう（以下70の7の5—27において同じ。）。</u></p> <p><u>(5) 特例経営承継受贈者（措置法第70条の7の5第12項各号（第4号を除く。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時において特例認定贈与承継会社の会社法第329条第1項（（選任））に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。）が心身の故障その他の事由により当該特例認定贈与承継会社の業務に従事することができなくなったこと。</u></p> <p><u>(業種平均株価の算定)</u></p> <p><u>70の7の5—27 業種平均株価に係る措置法令第40条の8の5第22項第4号の「特例認定贈与承継会社の事業が該当する業種」の判定は、措置法第70条の7の5第12項各号に掲げる場合に該当することとなった時における特例認定贈与承継会社の行う事業に基づき、評価基本通達181（（類似業種））及び181—2（（評価会社の事業が該当する業種目））に準じて行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の2第22項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182（（類似業種の株価））により別に定める金額によることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p><u>70の7の5—28 措置法第70条の7の5第12項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ並びに第13項各号の「特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40（（対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義））を準用する。</u></p> <p><u>(注) 同条第12項第4号イの金額は、評価基本通達189—6（（清算中の会社の株式の評価））の定め</u> <u>に準じて算定することに留意する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7の5第12項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限)</u></p> <p><u>70の7の5—29 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項の規定の適用を受ける場合に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ中欄に掲げる金額に相当する贈与税については右欄に掲げる日から2月を経過する日（当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

場合	金額	日
(1) 措置法第70条の7の5第12項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日
(2) 措置法第70条の7の5第12項第2号に掲げる場合	同号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第24項の規定により計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の合併がその効力を生じた日
(3) 措置法第70条の7の5第12項第3号に掲げる場合	同号イに掲げる金額（同号の株式交換等に際して交付された当該株式交換等に係る他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第25項の規定により計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の株式交換等がその効力を生じた日
(4) 措置法第70条の7の5第12項第4号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の解散をした日

(注) (2)又は(3)に掲げる場合において、(2)の合併により交付された吸収合併存続会社等の株式等の価額に対応する金額又は(3)の株式交換等に際して交付された他の会社の株式等の価額に対応する金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続)

(新設)

改正後	改正前
<p><u>70の7の5—30 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受けた場合には、猶予中贈与税額のうち同項の規定により免除される金額以外の金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同項の規定により猶予中贈与税額とされた金額の取扱いについては、70の7の5—33を参照。</u></p> <p><u>(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7の5—31 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同条第12項に規定する申請期限（以下70の7の5—31において「申請期限」という。）までに同条第12項又は第13項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、これらの規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>これらの申請書を申請期限までに提出しない場合には、同条第12項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第3項において準用する措置法第70条の7第5項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 申請期限までに措置法第70条の7の5第12項又は第13項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじよ規定は設けられていない。</u></p> <p><u>(特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</u></p> <p><u>70の7の5—32 措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の非上場株式等で特例対象受贈非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の2第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象受贈非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定の適用はないこととされている。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</u></p> <p><u>70の7の5—33 措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額については、同条第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する贈与税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同条第14項第1号に規定する会社が事業を継続している場合に該当する場合 同条第15項に規定する特例再計算贈与税額（同条第13項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第32項の規定により計算した金額に限る。）</u></p> <p>(2) <u>当該会社が事業を継続している場合に該当しない場合 措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第33項の規定により計算した金額に限る。）</u></p> <p>(注) <u>「措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額」とは、措置法第70条の7の5第12項各号（第4号を除く。）イ及びロに掲げる金額の合計額をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(事業の継続に係る雇用要件の判定)</u></p> <p><u>70の7の5—34 措置法令第40条の8の5第31項第2号の要件の判定は、措置法第70条の7の5第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった時の直前に特例認定贈与承継会社の常時使用従業員であった者のうち、その該当することとなった時から同条第14項の2年を経過する日まで引き続き次に掲げる会社の常時使用従業員である者の数が、その該当することとなった時の直前における当該特例認定贈与承継会社の常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数以上であるかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同条第13項第1号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等に係る会社</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>同項第3号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等</u></p> <p>(注) <u>上記の「常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該該当することとなった時の直前における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。</u></p> <p><u>(特例再計算贈与税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7の5—35 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第14項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同号に規定する再申請期限（以下70の7の5—35において「再申請期限」という。）までに同条第16項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同号の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>当該申請書を再申請期限までに提出しない場合には、同条第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額に相当する贈与税については、再申請期限をもって納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>再申請期限までに措置法第70条の7の5第16項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</u></p> <p><u>(差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p> <p><u>70の7の5—36 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7の5第12項又は第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第12項又は第16項の免除を受けようとする贈与税に相当する金額（以下70の7の5—38までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第43項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算)</u></p> <p><u>70の7の5—37 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定は、措置法第70条の7の5第12項又は第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</u></p> <p><u>70の7の5—38 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第45項に規定する「同項各号の法第70条の7の5第12項又は第14項第1号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する贈与税に相当する金額に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7の5第12項各号又は第14項第1号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(再計算免除に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—39 70の7—45((猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)～48((対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日)</u></p> <p><u>70の7の5—40 措置法第70条の7の5第22項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第23項に規定する「特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の5—41 70の7—51(「贈与特定期間」の意義)～53(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)及び70の7—58(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)～62(措置法第70条の7第16項に関する通達の準用)については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項から第34項までの規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>(その他の70の7関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の5—42 70の7—3((対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)～6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)及び70の7—50(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の7の6((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例)関係]</u></p> <p><u>(相続税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—1 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1((贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(特例対象非上場株式等の取得の意義等)</u></p> <p><u>70の7の6—2 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる同条第2項第1号に規定する特例認定承継会社(以下70の7の6—34までにおいて「特例認定承継会社」という。)の非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7の6—2において同じ。)の同条第1項に規定する特例被相続人(以下70の7の6—11までにおいて「特例被相続人」という。)からの相続又は遺贈による取得は、次の取得に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得</u></p> <p><u>(2) (1)の取得の日から同条第2項第6号に規定する特例経営承継期間の末日までの間に相続税の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得</p> <p>(注) 1 <u>同条第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある特例認定承継会社の非上場株式等が特例対象非上場株式等に該当することに留意する。</u></p> <p>2 <u>複数の特例認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得をした場合の特例対象非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定承継会社ごとに行うことに留意する。</u></p> <p>3 <u>特例被相続人からの相続又は遺贈により特例認定承継会社の非上場株式等を取得した者が、当該相続又は遺贈前に措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該特例認定承継会社の非上場株式等を取得している場合（当該贈与による取得の前に措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等を取得している場合を除く。）には、70の7の6-2(1)中「同項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあるのは「措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与」と、同通達(2)中「同条」とあるのは「措置法第70条の7の6」となることに留意する。</u></p> <p><u>(相続税の納税猶予及び免除の特例の対象とならない非上場株式等)</u></p> <p><u>70の7の6-3 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の6第2項において準用する措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>相続時精算課税の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の6第2項において準用する措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</u></p> <p>(注) <u>措置法第70条の7の6には、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>措置法令第40条の8の5第38項において準用する措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける株式等</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の7の3第1項の規定により同項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する対象受贈非上場株式等</u></p> <p>(5) <u>措置法第70条の7の7第1項の規定により特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 <u>上記(4)の対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記(5)の特例対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の8第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</u></p>	
<p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7の6—4 措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例対象非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、70の7—6（(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)）を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(担保の提供等に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—5 70の7の2—10（(担保の提供等)）～12（(持分会社の持分等が担保提供された場合)）及び70の7の2—48（(2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い)）については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第1項の規定により担保の提供を行う場合について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(常時使用従業員の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—6 措置法第70条の7の6第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7—10（(常時使用従業員の意義)）を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—7 措置法第70条の7の6第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第4号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の6第6項において準用する措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の6第1項の適用対象とならないことに留意する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(1) $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$</p> <p>A＝当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</p> <p>B＝当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて措置法規則第23条の12の3第8項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の6－7において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C＝当該いずれかの日以前5年以内において特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の6第14項において準用する措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に特例対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の特例対象贈与の時。以下70の7の6－7において同じ。）前に受けたものを除く。）の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>（注）措置法第70条の7の6第2項第4号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の6第12項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前又は当該相続の開始の時のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から当該相続の開始の日の前日までの日数と当該相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切</p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>り捨てて差し支えない。</u></p> <p>(2) $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$</p> <p>A＝当該いずれかの事業年度における総収入金額 B＝当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</p> <p><u>(特例認定承継会社から支給された給与等の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—8 措置法令第40条の8の6第12項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、70の7—11の2（（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義））を準用する。</u></p> <p><u>(特定特別関係会社の意義等)</u></p> <p><u>70の7の6—9 会社が特例認定承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の6第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3（（特定特別関係会社の意義等））を準用する。</u></p> <p><u>(会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定)</u></p> <p><u>70の7の6—10 措置法第70条の7の6第2項第1号へに規定する要件のうち、措置法令第40条の8の6第9項において準用する措置法令第40条の8の2第10項第2号の要件を判定する場合には、同号の会社が発行する会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を、次に掲げる者以外の者が有しているかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けている者</u></p> <p><u>(2) 措置法令第40条の8の5第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(3) 措置法令第40条の8の6第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(特例経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—11 措置法第70条の7の6第2項第7号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロ及び</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」の意義については、70の7—12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同条第2項第7号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同号ハ(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例被相続人から同一の特例認定承継会社の非上場株式等を同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した者の数によることに留意する。</u></p> <p><u>(特例経営承継期間の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—12 措置法第70条の7の6第2項第6号に規定する特例経営承継期間とは、同条第1項の規定の適用に係る相続の相続税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれか早い日</u></p> <p><u>イ 特例経営承継相続人等の最初の同項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p><u>ロ 特例経営承継相続人等の最初の特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</u></p> <p><u>(2) 特例経営承継相続人等の死亡の日の前日</u></p> <p><u>(納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—13 70の7の2—16((認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額))及び70の7の2—16の2((対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))については、措置法第70条の7の6第2項第8号に規定する納税猶予分の相続税額の計算について準用する。</u></p> <p><u>(納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—14 70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義))、70の7の2—19((譲渡等をした日の意義))、70の7の2—20((解散等をした場合等の意義))及び70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～30((納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算))については、措置法第70条の7の6第3項におい</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>て準用する措置法第70条の7の2第3項（第2号を除く。）、第4項及び第5項の規定による特例経営承継相続人等に係る納税猶予の期限の確定について準用する。</u></p> <p><u>(相続税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について)</u></p> <p><u>70の7の6—15 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項の規定からは、雇用の確保に関する確定事由である同条第3項第2号の規定は除かれていることに留意する。</u></p> <p><u>なお、雇用の確保ができなかった場合として中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第2項（同条第5項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の6—15において同じ。）又は同条第8項、第10項若しくは第12項において準用する同条第1項（同条第4項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同条第9項、第11項若しくは第13項において準用する同条第2項に規定する場合に該当するときは、同条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の都道府県知事の確認書の写しを措置法第70条の7の6第7項の規定により提出する届出書に添付することとされており、これらの書類の提出がない場合には同条第9項において準用する措置法第70条の7の2第12項の規定により、納税の猶予に係る期限が確定することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(筆頭要件の判定)</u></p> <p><u>70の7の6—16 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第4号に規定する場合に該当することとなったかどうかの判定における同号の特例経営承継相続人等と特別の関係がある者のうち「いずれかの者」については、当該特例経営承継相続人等以外の当該特例経営承継相続人等に係る特例認定承継会社の非上場株式等につき措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等及び措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者が除かれることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例対象非上場株式等の譲渡等の判定)</u></p> <p><u>70の7の6—17 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例対象非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等（以下70の7の6—32までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の6第44項において</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 特例対象非上場株式会社等を措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p> <p><u>2 措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の6第44項において準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定の適用はないことに留意する。なお、この場合の取扱いについては、70の7の6—32を参照。</u></p> <p><u>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—18 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の6—7((納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7の6—7中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の6第2項第9号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の6第6項において準用する措置法令第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第30項」となることに留意する。</u></p> <p><u>(事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定)</u></p> <p><u>70の7の6—19 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第17号に規定する要件のうち、措置法令第40条の8の6第25項において準用する措置法令第40条の8の2第31項第1号に規定する要件を判定する場合には、70の7の6—10((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定))を準用する。</u></p> <p><u>(みなす充足に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—20 70の7の2—31((みなす充足に該当しないこととなる事由))～34((特定事由))及び70の7の2—48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、特例対象非上場株式会社等の全てを担保として提供した特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第4項において準用する措置法第70条の7の2第6項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u> <u>70の7の6—21</u> 70の7の2—36((継続届出書の提出期間))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第7項に規定する届出書を提出する場合について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等)</u> <u>70の7の6—22</u> 70の7の2—37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))、70の7の2—38((持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合))及び70の7の2—48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、措置法第70条の7の6第10項において措置法第70条の7の2第13項の規定を準用する場合及び措置法第70条の7の6第11項において措置法第70条の7の2第14項の規定を準用する場合について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</u> <u>70の7の6—23</u> 70の7の2—41((措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(破産免除等に関する取扱いの準用)</u> <u>70の7の6—24</u> 70の7の2—42((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))～47((免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(事業の継続が困難な事由の判定の時期)</u> <u>70の7の6—25</u> 特例経営承継相続人等又は特例認定承継会社が措置法第70条の7の6第13項に規定する事業の継続が困難な事由が生じた場合に該当するかどうかの判定は、同項各号に掲げる事由が生じたごとに行うことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(事業の継続が困難な事由の意義)</u> <u>70の7の6—26</u> 措置法第70条の7の6第13項に規定する特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(1) <u>直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度（当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。）のうち2以上の事業年度において、経常損益金額（会社計算規則第91条第1項（経常損益金額）に規定する経常損益金額をいう。）が零未満であること。</u></p> <p>(注) <u>上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継相続人等又は特例認定承継会社が措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう（以下70の7の6—26において同じ。）。</u></p> <p>(2) <u>直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。</u></p> <p>(注) <u>上記の「平均総収入金額」とは、次の算式により計算した金額をいう（以下(3)において同じ。）。</u></p> $\frac{\text{特例認定承継会社の各事業年度の総収入金額}}{\text{特例認定承継会社の各事業年度の月数}}$ <p>(注) <u>上記算式の「総収入金額」は、当該特例認定承継会社の総収入金額のうち、会社計算規則第88条第1項第4号（損益計算書等の区分）に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益以外のものに限られることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる算式のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる算式）に該当すること。</u></p> <p>イ <u>直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額</u> \geq <u>当該直前事業年度の平均総収入金額×6</u></p> <p>ロ <u>直前事業年度の前事業年度終了の日における負債の帳簿価額</u> \geq <u>当該前事業年度の平均総収入金額×6</u></p> <p>(注) <u>上記算式の「負債」は、利子（特例経営承継相続人等と特別の関係がある者に対して支払うものを除く。）の支払の基因となるものに限られることに留意する。</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる算式のいずれかに該当すること。</u></p> <p>イ <u>判定期間における業種平均株価</u> $<$ <u>前判定期間における業種平均株価</u></p> <p>ロ <u>前判定期間における業種平均株価</u> $<$ <u>前々判定期間における業種平均株価</u></p> <p>(注) 1 <u>上記算式の「判定期間」とは、直前事業年度終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは、判定期間の開始前1年間</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>をいい、「前々判定期間」とは、前判定期間の開始前1年間をいう。</u></p> <p><u>2 上記算式の「業種平均株価」とは、措置法令第40条の8の6第29項第4号に規定する業種平均株価をいう（以下70の7の6—27において同じ。）。</u></p> <p><u>(5) 特例経営承継相続人等（措置法第70条の7の6第13項各号（第4号を除く。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時において特例認定承継会社の会社法第329条第1項（選任）に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。）が心身の故障その他の事由により当該特例認定承継会社の業務に従事することができなくなったこと。</u></p> <p><u>(業種平均株価の算定)</u></p> <p><u>70の7の6—27 業種平均株価に係る措置法令第40条の8の6第29項第4号の「特例認定承継会社の事業が該当する業種」の判定は、措置法第70条の7の6第13項各号に掲げる場合に該当することとなった時における特例認定承継会社の行う事業に基づき、評価基本通達181（（類似業種））及び181—2（（評価会社の事業が該当する業種目））に準じて行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の3第22項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182（（類似業種の株価））により別に定める金額によることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(特例対象非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p><u>70の7の6—28 措置法第70条の7の6第13項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ並びに第13項各号の「特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40（（対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義））を準用する。</u></p> <p><u>(注) 同条第13項第4号イの金額は、評価基本通達189—6（（清算中の会社の株式の評価））の定め</u> <u>に準じて算定することに留意する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限)</u></p> <p><u>70の7の6—29 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ中欄に掲げる金額に相当する相続税については右欄に掲げる日から2月を経過する日（当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日。）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

場合	金額	日
(1) 措置法第70条の7の6第13項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日
(2) 措置法第70条の7の6第13項第2号に掲げる場合	同号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第31項の規定により計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の合併がその効力を生じた日
(3) 措置法第70条の7の6第13項第3号に掲げる場合	同号イに掲げる金額（同号の株式交換等に際して交付された当該株式交換等に係る他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第32項の規定により計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の株式交換等がその効力を生じた日
(4) 措置法第70条の7の6第13項第4号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の解散をした日

(注) (2)又は(3)に掲げる場合において、(2)の合併により交付された吸収合併存続会社等の株式等の価額に対応する金額又は(3)の株式交換等に際して交付された他の会社の株式等の価額に対応する金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続)

70の7の6—30 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた場合には、猶予中相続税額のうち同項の規定により免除される金額以外の金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(注) 同項の規定により猶予中相続税額とされた金額の取扱いについては、70の7の6—33を参照。

(新設)

改正後	改正前
<p><u>(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7の6—31 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定に基づき相続税の免除を受けようとする場合には、同条第13項に規定する申請期限（以下70の7の6—31において「申請期限」という。）までに同条第13項又は第14項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、これらの規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>これらの申請書を申請期限までに提出しない場合には、同条第13項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第3項において準用する措置法第70条の7の2第5項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 申請期限までに措置法第70条の7の6第13項又は第14項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</u></p> <p><u>70の7の6—32 措置法第70条の7の6第13項第1号又は第14項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が特例認定承継会社の非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の3第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の6第44項において準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定の適用はないこととされている。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</u></p> <p><u>70の7の6—33 措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額については、同条第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する相続税について、当該</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同条第15項第1号に規定する会社が事業を継続している場合に該当する場合 同条第16項に規定する特例再計算相続税額（同条第14項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第39項の規定により計算した金額に限る。）</u></p> <p>(2) <u>当該会社が事業を継続している場合に該当しない場合 措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第40項の規定により計算した金額に限る。）</u></p> <p>(注) 「措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額」とは、措置法第70条の7の6第13項各号（第4号を除く。）イ及びロに掲げる金額の合計額をいうことに留意する。</p> <p><u>(事業の継続に係る雇用要件の判定)</u></p> <p><u>70の7の6—34 措置法令第40条の8の6第38項第2号の要件の判定は、措置法第70条の7の6第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった時の直前に特例認定承継会社の常時使用従業員であった者のうち、その該当することとなった時から同条第15項の2年を経過する日まで引き続き次に掲げる会社の常時使用従業員である者の数が、その該当することとなった時の直前における当該特例認定承継会社の常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数以上であるかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同条第14項第1号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等に係る会社</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等</u></p> <p>(3) <u>同項第3号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等</u></p> <p>(注) <u>上記の「常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該該当することとなった時の直前における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(特例再計算相続税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7の6—35 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第15項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同号に規定する再申請期限（以下70の7の6—35において「再申請期限」という。）までに同条第17項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同号の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>当該申請書を再申請期限までに提出しない場合には、同条第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額に相当する相続税については、再申請期限をもって納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 再申請期限までに措置法第70条の7の6第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p> <p><u>70の7の6—36 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第48項の規定は、措置法第70条の7の6第13項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から同条第13項又は第17項の免除を受けようとする相続税に相当する金額（以下70の7の6—38までにおいて「免除申請相続税額」という。）を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第48項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算)</u></p> <p><u>70の7の6—37 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定は、措置法第70条の7の6第13項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</u></p> <p><u>70の7の6—38 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第50項に規定する「同項各号の法第70条の7の6第13項又は第15項第1号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する相続税に相当する金額に相当する相続税」とは、措置法第70条の7の6第13項各号又は第15項第1号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(再計算免除に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—39 70の7の2—49((猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)～52((対象非上場株式等の認可決定日における価額の意義))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第21項において準用する措置法第70条の7の2第22項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日)</u></p> <p><u>70の7の6—40 措置法第70条の7の6第23項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第24項に規定する「特例経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該特例経営承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の6—41 70の7の2—55(「特定期間」の意義)～58((事業所が災害によって被害を受けた</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合))及び70の7の2—62((措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」))～68((措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第26項において準用する措置法第70条の7の2第31項から第39項までの規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>(その他の70の7の2関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の6—42 70の7の2—4((代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の不適用)～8((相次相続控除の算式))及び70の7の2—54((措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p><u>(注) この場合において、70の7の2—8中「同条第16項、第17項又は」とあるのは、「措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項若しくは第17項の規定、措置法第70条の7の6第13項、第14項若しくは第15項第1号の規定又は同条第21項において準用する措置法第70条の7の2」となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>[措置法第70条の7の7((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</u></p> <p><u>70の7の7—1 措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</u></p> $\frac{A \times B}{C}$ <p><u>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時ににおける価額(措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)</u></p> <p><u>Bは、当該特例贈与者の死亡直前の当該特例贈与者に係る特例経営承継受贈者の猶予中贈与税額</u></p> <p><u>Cは、当該特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等に係</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</u></p> <p><u>2 当該死亡した特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合のA及びBの価額は、それぞれの特例認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</u></p> <p><u>3 当該死亡した特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例経営承継受贈者が複数ある場合には、それぞれの特例経営承継受贈者ごとに算定することに留意する。</u></p> <p><u>4 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p> <p><u>（措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算）</u></p> <p><u>70の7の7—2 措置法第70条の7の7第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</u></p> $A \times \frac{B}{C}$ <p><u>（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時における価額（同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</u></p> <p><u>Bは、当該前の贈与者の死亡直前の当該特例経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額</u></p> <p><u>Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</u></p> <p><u>（注）1 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をし</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>た者をいう（以下70の7の7—2において同じ。）。</u></p> <p><u>イ 特例贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下このイにおいて「免除対象贈与」という。）である場合 特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</u></p> <p><u>ロ イに掲げる場合以外の場合 特例贈与者</u></p> <p><u>2 「前の贈与」とは、(注)1のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に対する当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。</u></p> <p><u>2 当該死亡した前の贈与者から複数の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合には、それぞれの特例認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</u></p> <p><u>3 当該死亡した前の贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例経営承継受贈者が複数ある場合には、それぞれの特例経営承継受贈者ごとに算定することに留意する。</u></p> <p><u>4 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p> <p><u>5 特例経営承継受贈者に係る前の贈与者が行った前の贈与が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与のいずれであるかに関わらず、当該前の贈与者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者については、措置法第70条の7の7第2項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(70の7の3関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の7—3 70の7の3—2（(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等)及び70の7の3—2の2（(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)）については、特例贈与者が死亡した場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>〔措置法第70条の7の8（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）関係〕</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>（特例対象相続非上場株式等の意義）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の7の8—1 措置法第70条の7の8第1項に規定する特例対象相続非上場株式等（以下70の7の8—1において「特例対象相続非上場株式等」という。）とは、特例経営相続承継受贈者が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた特例対象受贈非上場株式等（措置法第70条の7の7第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の8—1において同じ。）の規定の適用があるものに限る。（70の7の7—1参照。））をいうことに留意する。</u></p>	
<p><u>（注）1 複数の特例認定相続承継会社に係る特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の特例対象相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</u></p>	
<p><u>2 同一の特例認定相続承継会社に係る特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例経営相続承継受贈者が複数ある場合の特例対象相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例経営相続承継受贈者ごとに行うことに留意する。</u></p>	
<p><u>3 措置法第70条の7の6第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の記載があるものが特例対象相続非上場株式等に該当することに留意する。</u></p>	
<p><u>（修正申告等に係る相続税額の納税猶予）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の7の8—2 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、70の7—6（（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予））を準用する。</u></p>	
<p><u>（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の7の8—3 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の6—7（（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義））を準用する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>この場合において、70の7の6—7中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、また、同通達(1)中「措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該特例対象贈与」と、「特例対象贈与」とあるのは「第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。</u></p> <p><u>(特例経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</u></p> <p><u>70の7の8—4 措置法第70条の7の8第2項第1号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7—12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同条第2項第1号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8の5第1項第1号及び第2号に定める要件に相当する要件はないことに留意する。</u></p> <p><u>(納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>70の7の8—5 70の7の4—6((認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額))及び70の7の4—6の2((対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))については、措置法第70条の7の8第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算について準用する。</u></p> <p><u>(特例経営相続承継期間の意義)</u></p> <p><u>70の7の8—6 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する特例経営相続承継期間(以下「特例経営相続承継期間」という。)は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から特定日までの間に当該贈与に係る特例贈与者(特例経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が措置法第70条の7第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。))の規定の適用に係るものである場合には、措置法第70条の7第1項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として措置法令第40条の8の8第10項に定める者に特例対象受贈非上場株式会社等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の8—6において同じ。)が死亡した場合</p> <p>当該死亡に係る相続の開始の日から当該特定日又は当該贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが特例経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) 特定日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に当該贈与に係る特例贈与者が死亡した場合</p> <p>特例経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(注)1 「特定日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうことに留意する。</p> <p>イ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の措置法令第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</p> <p>ロ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の措置法令第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日</p> <p>2 「措置法令第40条の8の8第10項に定める者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者をいうことに留意する。</p> <p>イ 特例贈与者に対する措置法令第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法令第40条の8の5第4項において準用する措置法令第40条の8第5項第1号に規定する免除対象贈与である場合 特例対象受贈非上場株式会社等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の当該免除対象贈与をした者のうち最初に措置法令第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 特例贈与者</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の8—7 措置法令第70条の7の8第3項において準用する措置法令第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法令第40条の8の8第12項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の8第13項において準用する措置法令第40条の8の2第30項」と、また、同通達(1)中「措置法令第70条の7の2第1項の</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該特例対象贈与」と、「対象贈与」とあるのは「第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。</p> <p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の7の8—8</u> 70の7の4—10((継続届出書の提出期間))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8第6項に規定する届出書を提出する場合について準用する。</p> <p><u>(70の7の2関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の8—9</u> 70の7の2—7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2—8((相次相続控除の算式))、70の7の2—10((担保の提供等))～13((常時使用従業員の意義))、70の7の2—14の2((認定承継会社から支給された給与等の意義))、70の7の2—14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義))、70の7の2—19((譲渡等をした日の意義))、70の7の2—20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～34((特定事由))、70の7の2—37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))～58((事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合))及び70の7の2—62((措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」))～67((措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(注) この場合において、70の7の2—8中「同条第16項、第17項又は第22項」とあるのは、「措置法第70条の7の8第11項において準用する措置法第70条の7の2第16項若しくは第17項の規定、措置法第70条の7の8第12項において準用する措置法第70条の7の2第22項の規定又は措置法第70条の7の8第17項において準用する措置法第70条の7の6第13項、第14項若しくは第15項第1号」となることに留意する。</p> <p><u>(70の7の4関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の8—10</u> 70の7の4—2((対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))及び70の7の4—2の2((対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(70の7の6関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の8—11</u> 70の7の6—10((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定))、70の7の6—15((相続税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について))～17((特例対象非上場株式等の譲渡等の判定))、70の7の6—19((事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定))、70の7の6—25((事業の継続が困難な事由の判定の時期))～38((差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額))及び70の7の6—40((納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日))については、<u>特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>[措置法第70条の7の<u>9</u>((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(持分の放棄があった日の意義)</p> <p>70の7の<u>9—1</u> 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項に規定する放棄があった日とは、当該放棄が書面により行われた場合には、同項に規定する認定医療法人(以下70の7の<u>10—4</u>までにおいて「認定医療法人」という。)の持分(同条第2項第2号に規定する持分をいう。以下70の7の<u>13—2</u>までにおいて同じ。)を有する個人(以下70の7の<u>9—20</u>までにおいて「贈与者」という。)が当該書面を認定医療法人に提出した日又は当該書面に記載した放棄の日のいずれか遅い日をいい、当該放棄が書面によらない場合には、当該放棄に係る持分の処分について、認定医療法人が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) <u>附則</u>第60条第3項の規定により厚生労働大臣に提出した同項第2号に規定する出資持分の状況報告書(以下70の7の<u>9—13</u>までにおいて「出資持分の状況報告書」という。)に記載された「出資持分の放棄の日」をいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の7の<u>9</u>第6項及び第11項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、措置法規則第23条の12の<u>6</u>第3項に定めるところにより、医療法施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書を認定医療法人に提出してすることに留意する。</p> <p>(経済的利益の価額)</p> <p>70の7の<u>9—2</u> 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項に規定する経済的利益(以下70の7の<u>11—2</u>までにおいて「経済的利益」という。)の価額とは、贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄を</p>	<p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の7の<u>5</u>((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(持分の放棄があった日の意義)</p> <p>70の7の<u>5—1</u> 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項に規定する放棄があった日とは、当該放棄が書面により行われた場合には、同項に規定する認定医療法人(以下70の7の<u>6—4</u>までにおいて「認定医療法人」という。)の持分(同条第2項第2号に規定する持分をいう。以下70の7の<u>9—2</u>までにおいて同じ。)を有する個人(以下70の7の<u>5—20</u>までにおいて「贈与者」という。)が当該書面を認定医療法人に提出した日又は当該書面に記載した放棄の日のいずれか遅い日をいい、当該放棄が書面によらない場合には、当該放棄に係る持分の処分について、認定医療法人が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) 第60条第3項の規定により厚生労働大臣に提出した同項第2号に規定する出資持分の状況報告書(以下70の7の<u>5—13</u>までにおいて「出資持分の状況報告書」という。)に記載された「出資持分の放棄の日」をいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の7の<u>5</u>第6項及び第11項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、措置法規則第23条の12の<u>2</u>第3項に定めるところにより、医療法施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書を認定医療法人に提出してすることに留意する。</p> <p>(経済的利益の価額)</p> <p>70の7の<u>5—2</u> 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項に規定する経済的利益(以下70の7の<u>7—2</u>までにおいて「経済的利益」という。)の価額とは、贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄を</p>

改正後	改正前
<p>したことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下70の7の9—21までにおいて「受贈者」という。）の持分の価額が増加した場合における当該増加した部分に相当する価額をいうことに留意する。</p> <p>（贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7の9—3 経済的利益に係る贈与者が、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限（相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限をいう。以下70の7の11—2までにおいて同じ。）前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の7の9第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の9第15項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の9第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の9第15項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の9第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>（受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7の9—4 贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄をしたことにより経済的利益を受けた受贈者が、当該経済的利益を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、</p>	<p>したことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下70の7の5—21までにおいて「受贈者」という。）の持分の価額が増加した場合における当該増加した部分に相当する価額をいうことに留意する。</p> <p>（贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7の5—3 経済的利益に係る贈与者が、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限（相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限をいう。以下70の7の7—2までにおいて同じ。）前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の7の5第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4第15項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4第15項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>（受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p>70の7の5—4 贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄をしたことにより経済的利益を受けた受贈者が、当該経済的利益を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、</p>

改正後	改正前
<p>当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の<u>9</u>—4において同じ。）が当該経済的利益について措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、受贈者の相続人が2人以上あるときには、当該相続人は相続税法第27条第5項の規定により贈与税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、当該相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p> <p>（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予）</p> <p>70の7の<u>9</u>—5 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定は、経済的利益に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については適用がないことに留意する。</p> <p>ただし、・・・</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>70の7の<u>9</u>—6 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の7の<u>9</u>—7 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における認定移行計画（同条第2項第3号に規定する認定移行計画をいう。以下70の7の<u>12</u>—8までにおいて同じ。）に記載された移行期限（同条第2項第5号に規定する移行期限をいう。以下70の7の<u>12</u>—8までにおいて同じ。）から2月を経過する日までを納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>（担保提供する認定医療法人の持分の全ての意義）</p> <p>70の7の<u>9</u>—8 措置法第70条の7の<u>9</u>第7項本文に規定する「同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全て」とは、認定医療法人の持分は不可分であり、当該持分の一部を担保提供すること</p>	<p>当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の<u>5</u>—4において同じ。）が当該経済的利益について措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、受贈者の相続人が2人以上あるときには、当該相続人は相続税法第27条第5項の規定により贈与税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、当該相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p> <p>（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予）</p> <p>70の7の<u>5</u>—5 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定は、経済的利益に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については適用がないことに留意する。</p> <p>ただし、・・・</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>70の7の<u>5</u>—6 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の7の<u>5</u>—7 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における認定移行計画（同条第2項第3号に規定する認定移行計画をいう。以下70の7の<u>8</u>—8までにおいて同じ。）に記載された移行期限（同条第2項第5号に規定する移行期限をいう。以下70の7の<u>8</u>—8までにおいて同じ。）から2月を経過する日までを納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>（担保提供する認定医療法人の持分の全ての意義）</p> <p>70の7の<u>5</u>—8 措置法第70条の7の<u>5</u>第7項本文に規定する「同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全て」とは、認定医療法人の持分は不可分であり、当該持分の一部を担保提供すること</p>

改正後	改正前
<p>ができないため、受贈者が現に有する当該認定医療法人の持分の全て（既に当該受贈者が同項本文又は措置法第70条の7の12第7項において準用する措置法第70条の7の9第7項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分を含む。）となることに留意する。</p>	<p>ができないため、受贈者が現に有する当該認定医療法人の持分の全て（既に当該受贈者が同項本文又は措置法第70条の7の8第7項において準用する措置法第70条の7の5第7項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分を含む。）となることに留意する。</p>
<p>（贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p>	<p>（贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p>
<p>70の7の9—9 措置法第70条の7の9第1項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者又は当該経済的利益に係る認定医療法人が2以上ある場合における同項に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の9—21までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算は、次の順序により行うことに留意する。</p>	<p>70の7の5—9 措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者又は当該経済的利益に係る認定医療法人が2以上ある場合における同項に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の5—21までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算は、次の順序により行うことに留意する。</p>
<p>1 措置法令第40条の8の9第5項の規定により、当該経済的利益に係る受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の5及び第21条の7の規定（措置法第70条の2の3及び第70条の2の4の規定を含む。以下70の7の9—10までにおいて「暦年課税」という。）を適用して納税猶予分の贈与税額を計算する（措置法令第40条の8の9第4項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>2 措置法令第40条の8の9第6項の規定により、当該経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p>	<p>1 措置法令第40条の8の4第5項の規定により、当該経済的利益に係る受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の5及び第21条の7の規定（措置法第70条の2の3及び第70条の2の4の規定を含む。以下70の7の5—10までにおいて「暦年課税」という。）を適用して納税猶予分の贈与税額を計算する（措置法令第40条の8の4第4項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>2 措置法令第40条の8の4第6項の規定により、当該経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p>
<p>（相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予）</p>	<p>（相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予）</p>
<p>70の7の9—10 措置法第70条の7の9第3項各号に掲げる者が、その者に係る相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下70の7の9—10において「特定贈与者」という。）が認定医療法人の持分の放棄をしたことによる経済的利益について措置法第70条の7の9第1項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益に係る贈与税については、暦年課税により計算することに留意する。</p> <p>なお、. . .</p>	<p>70の7の5—10 措置法第70条の7の5第3項各号に掲げる者が、その者に係る相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下70の7の5—10において「特定贈与者」という。）が認定医療法人の持分の放棄をしたことによる経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益に係る贈与税については、暦年課税により計算することに留意する。</p> <p>なお、. . .</p>
<p>（申告期限前に払戻し等が行われた場合）</p>	<p>（申告期限前に払戻し等が行われた場合）</p>
<p>70の7の9—11 贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7の9第1項の規定の適用を受けようとする受贈</p>	<p>70の7の5—11 贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けようとする受贈</p>

改正後	改正前
<p>者が、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の全部若しくは一部の譲渡をした場合には、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(払戻しを受けた日の意義)</p> <p>70の7の<u>9</u>—12 措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第1号に規定する「当該払戻しを受けた日」とは、当該払戻しに係る出資持分の状況報告書に記載された「出資持分の払戻の日」をいうことに留意する。</p> <p>(譲渡をした日の意義)</p> <p>70の7の<u>9</u>—13 措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第2号に規定する「当該譲渡をした日」とは、同条第1項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の譲渡に係る契約の効力が発生した日をいう。ただし、認定医療法人の持分について書面によらない譲渡を行った場合には、当該譲渡に係る出資持分の状況報告書に記載された「出資持分の譲渡の日」をいうことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(新医療法人への移行をしなかった場合の意義)</p> <p>70の7の<u>9</u>—14 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」という。）附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第4項の規定による都道府県知事の認可があった場合であっても、当該認可を受けた定款の変更が施行されていないときには、措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第3号に規定する「新医療法人への移行をしなかった場合」に該当することに留意する。</p> <p>(解散をした場合等の意義)</p> <p>70の7の<u>9</u>—15 措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第5号に規定する「解散をした場合」とは、医療法第55条第1項各号（同項第4号を除く。）に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第5号に規定する「当該解散をした日」とは、当該事由が生じた日（医療法第55条第1項第2号又は第3号に掲げる事由による解散の場合にあっては、都道府県知事の認可を受けた日）をいうことに留意する。</p>	<p>者が、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の全部若しくは一部の譲渡をした場合には、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(払戻しを受けた日の意義)</p> <p>70の7の<u>5</u>—12 措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第1号に規定する「当該払戻しを受けた日」とは、当該払戻しに係る出資持分の状況報告書に記載された「出資持分の払戻の日」をいうことに留意する。</p> <p>(譲渡をした日の意義)</p> <p>70の7の<u>5</u>—13 措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第2号に規定する「当該譲渡をした日」とは、同条第1項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の譲渡に係る契約の効力が発生した日をいう。ただし、認定医療法人の持分について書面によらない譲渡を行った場合には、当該譲渡に係る出資持分の状況報告書に記載された「出資持分の譲渡の日」をいうことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(新医療法人への移行をしなかった場合の意義)</p> <p>70の7の<u>5</u>—14 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」という。）附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第4項の規定による都道府県知事の認可があった場合であっても、当該認可を受けた定款の変更が施行されていないときには、措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第3号に規定する「新医療法人への移行をしなかった場合」に該当することに留意する。</p> <p>(解散をした場合等の意義)</p> <p>70の7の<u>5</u>—15 措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第5号に規定する「解散をした場合」とは、医療法第55条第1項各号（同項第4号を除く。）に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第5号に規定する「当該解散をした日」とは、当該事由が生じた日（医療法第55条第1項第2号又は第3号に掲げる事由による解散の場合にあっては、都道府県知事の認可を受けた日）をいうことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(合併により消滅した日の意義)</p> <p>70の7の<u>9</u>—16 措置法第70条の7の<u>9</u>第5項第6号に規定する「当該消滅をした日」とは、医療法第58条の6又は第59条の4に規定する登記の日をいうことに留意する。</p> <p>(基金拋出型医療法人への移行をする場合の確定税額の計算)</p> <p>70の7の<u>9</u>—17 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに同条第2項第6号に規定する基金拋出型医療法人(以下70の7の<u>13</u>—2までにおいて「基金拋出型医療法人」という。)への移行をする場合において、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金(以下70の7の<u>13</u>—2までにおいて「基金」という。)として拋出したときに、措置法第70条の7の<u>9</u>第6項の規定により納税猶予の期限が確定する贈与税額は、納税猶予分の贈与税額に、次に掲げる割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>2 上記の「納税猶予割合」とは、措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前において受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。</p> <p>これを算式に示せば・・・</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の<u>9</u>—18 措置法第70条の7の<u>9</u>第7項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に受贈者が有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同項の規定の適用を受けるに当たり認定医療法人の持分以外の財産を担保として提供したこと等により同条第7項本文の規定が適用されなかった場合又は同項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、認定医療法人の持分の全てを担保提供している状況が生じて、その時点から同項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p>	<p>(合併により消滅した日の意義)</p> <p>70の7の<u>5</u>—16 措置法第70条の7の<u>5</u>第5項第6号に規定する「当該消滅をした日」とは、医療法第62条に規定する登記の日をいうことに留意する。</p> <p>(基金拋出型医療法人への移行をする場合の確定税額の計算)</p> <p>70の7の<u>5</u>—17 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに同条第2項第6号に規定する基金拋出型医療法人(以下70の7の<u>9</u>—2までにおいて「基金拋出型医療法人」という。)への移行をする場合において、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金(以下70の7の<u>9</u>—2までにおいて「基金」という。)として拋出したときに、措置法第70条の7の<u>5</u>第6項の規定により納税猶予の期限が確定する贈与税額は、納税猶予分の贈与税額に、次に掲げる割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>2 上記の「納税猶予割合」とは、措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前において受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。</p> <p>これを算式に示せば・・・</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の<u>5</u>—18 措置法第70条の7の<u>5</u>第7項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に受贈者が有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同項の規定の適用を受けるに当たり認定医療法人の持分以外の財産を担保として提供したこと等により同条第7項本文の規定が適用されなかった場合又は同項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、認定医療法人の持分の全てを担保提供している状況が生じて、その時点から同項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の<u>9</u>—19 措置法第70条の7の<u>9</u>第9項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、納税猶予分の贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(2以上の認定医療法人がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7の<u>9</u>—20 措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定による贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合、措置法第70条の7の<u>9</u>第1項に係る担保の提供手続、同条第7項に係るみなす充足の取扱い、同条第9項に係る納税猶予の期限の繰上げ及び同条第13項に係る納税猶予税額の承継の取扱いに当たっては、贈与者又は認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の規定の適用)</p> <p>70の7の<u>9</u>—21 措置法第70条の7の<u>9</u>第13項の規定により、受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下70の7の<u>9</u>—21において同じ。)が2人以上ある場合には、措置法令第40条の8の<u>9</u>第13項及び措置法規則第23条の12の<u>6</u>第7項の規定により当該納付の義務を承継したそれぞれの相続人を措置法第70条の7の<u>9</u>第1項の受贈者とみなして同条(第2項から第4項まで及び第8項を除く。)、措置法令第40条の8の<u>9</u>及び措置法規則第23条の12の<u>6</u>の規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用)</p> <p>70の7の<u>9</u>—21の2 措置法第70条の7の<u>9</u>第13項の規定により同項の相続人が同項の納税猶予分の贈与税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第2項及び第3項の規定の準用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の<u>10</u>((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)関係]</p> <p>(70の7の<u>9</u>関係通達の準用)</p> <p>70の7の<u>10</u>—1 70の7の<u>9</u>—1((持分の放棄があった日の意義)、70の7の<u>9</u>—2((経済的利益の価額)、70の7の<u>9</u>—5((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)及び70の7の<u>9</u>—9((贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算))~70の7の<u>9</u>—11((申告期限</p>	<p>70の7の<u>5</u>—19 措置法第70条の7の<u>5</u>第9項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、納税猶予分の贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(2以上の認定医療法人がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7の<u>5</u>—20 措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定による贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合、措置法第70条の7の<u>5</u>第1項に係る担保の提供手続、同条第7項に係るみなす充足の取扱い、同条第9項に係る納税猶予の期限の繰上げ及び同条第13項に係る納税猶予税額の承継の取扱いに当たっては、贈与者又は認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の規定の適用)</p> <p>70の7の<u>5</u>—21 措置法第70条の7の<u>5</u>第13項の規定により、受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下70の7の<u>5</u>—21において同じ。)が2人以上ある場合には、措置法令第40条の8の<u>4</u>第13項及び措置法規則第23条の12の<u>2</u>第7項の規定により当該納付の義務を承継したそれぞれの相続人を措置法第70条の7の<u>5</u>第1項の受贈者とみなして同条(第2項から第4項まで及び第8項を除く。)、措置法令第40条の8の<u>4</u>及び措置法規則第23条の12の<u>2</u>の規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用)</p> <p>70の7の<u>5</u>—21の2 措置法第70条の7の<u>5</u>第13項の規定により同項の相続人が同項の納税猶予分の贈与税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第2項及び第3項の規定の準用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の<u>6</u>((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)関係]</p> <p>(70の7の<u>5</u>関係通達の準用)</p> <p>70の7の<u>6</u>—1 70の7の<u>5</u>—1((持分の放棄があった日の意義)、70の7の<u>5</u>—2((経済的利益の価額)、70の7の<u>5</u>—5((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)及び70の7の<u>5</u>—9((贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算))~70の7の<u>5</u>—11((申告期限</p>

改正後	改正前
<p>前に払戻し等が行われた場合))については、措置法第70条の7の10第1項に規定する受贈者（以下70の7の10—4までにおいて「受贈者」という。）が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の10—2 租税特別措置法第70条の7の10第1項に規定する認定医療法人の持分を有する個人（以下70の7の10—4までにおいて「贈与者」という。）が、経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同条の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の10第3項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の10第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の10第3項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の10第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の10—3 贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄をしたことにより経済的利益を受けた受贈者が、当該認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄した後、当該経済的利益を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期</p>	<p>前に払戻し等が行われた場合))については、措置法第70条の7の6第1項に規定する受贈者（以下70の7の6—4までにおいて「受贈者」という。）が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の6—2 租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する認定医療法人の持分を有する個人（以下70の7の6—4までにおいて「贈与者」という。）が、経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同条の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の5第3項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の5第3項の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の6—3 贈与者が認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄をしたことにより経済的利益を受けた受贈者が、当該認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄した後、当該経済的利益を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期</p>

改正後	改正前
<p>限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の10—3において同じ。）が当該経済的利益について措置法第70条の7の10第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、受贈者の相続人が2人以上あるときには、当該相続人は相続税法第27条第5項の規定により贈与税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、当該相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の10第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p>	<p>限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の6—3において同じ。）が当該経済的利益について措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、受贈者の相続人が2人以上あるときには、当該相続人は相続税法第27条第5項の規定により贈与税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、当該相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p>
<p>（基金拋出型医療法人への移行をする場合の放棄相当贈与税額の計算）</p> <p>70の7の10—4 認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、措置法第70条の7の10第1項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき同条第2項に規定する放棄相当贈与税額は、措置法令第40条の8の10第1項の規定により計算した金額に、次に掲げる割合（当該割合が1を超える場合には、1とする。）を乗じて計算することに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（注） 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の10第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額</p> <p>Bは、措置法第70条の7の10第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額</p>	<p>（基金拋出型医療法人への移行をする場合の放棄相当贈与税額の計算）</p> <p>70の7の6—4 認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき同条第2項に規定する放棄相当贈与税額は、措置法令第40条の8の5第1項の規定により計算した金額に、次に掲げる割合（当該割合が1を超える場合には、1とする。）を乗じて計算することに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（注） 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額</p> <p>Bは、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与者による放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額</p>
<p>〔措置法第70条の7の11（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例）関係〕</p>	<p>〔措置法第70条の7の7（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例）関係〕</p>
<p>（経済的利益に係る相続税法第9条本文の規定の適用）</p> <p>70の7の11—1 経過措置医療法人（措置法第70条の7の12第2項に規定する経過措置医療法人をいう。以下70の7の13—2までにおいて同じ。）の持分を有する個人（以下70の7の11—1において「死亡した個人」という。）の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持</p>	<p>（経済的利益に係る相続税法第9条本文の規定の適用）</p> <p>70の7の7—1 経過措置医療法人（措置法第70条の7の8第2項に規定する経過措置医療法人をいう。以下70の7の9—2までにおいて同じ。）の持分を有する個人（以下70の7の7—1において「死亡した個人」という。）の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持</p>

改正後	改正前
<p>分の価額が増加した場合とは、例えば、次に掲げる場合に該当して当該他の個人の持分の価額が増加した場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(放棄の時期)</p> <p>70の7の11—2 措置法第70条の7の11第1項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において同条第2項に規定する認定医療法人（以下70の7の11—2において「認定医療法人」という。）であるときは、同項に規定する他の個人は当該経済的利益について、措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の10第1項の規定の適用を受けることができるが、同法第70条の7の10第1項の規定の適用があるのは、当該経過措置医療法人が同法第70条の7の9第2項第4号に規定する厚生労働大臣認定を受けた後に、当該他の個人が当該厚生労働大臣認定に係る認定医療法人の持分の放棄をした場合に限られることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の12((医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続人等が相続税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の12—1 相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書の提出期限前に、経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下70の7の13—2までにおいて「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した個人（以下70の7の13—2までにおいて「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の12—1において同じ。）が当該持分の価額について措置法第70条の7の12第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、相続人等の相続人が2人以上ある場合には、相続税法第27条第5項の規定により当該相続人は相続税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、相続人等の相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の12第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>	<p>分の価額が増加した場合とは、例えば、次に掲げる場合に該当して当該他の個人の持分の価額が増加した場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(放棄の時期)</p> <p>70の7の7—2 措置法第70条の7の7第1項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において同条第2項に規定する認定医療法人（以下70の7の7—2において「認定医療法人」という。）であるときは、同項に規定する他の個人は当該経済的利益について、措置法第70条の7の5第1項又は第70条の7の6第1項の規定の適用を受けることができるが、同法第70条の7の6第1項の規定の適用があるのは、当該経過措置医療法人が同法第70条の7の5第2項第4号に規定する厚生労働大臣認定を受けた後に、当該他の個人が当該厚生労働大臣認定に係る認定医療法人の持分の放棄をした場合に限られることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の8((医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続人等が相続税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の8—1 相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書の提出期限前に、経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下70の7の9—2までにおいて「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した個人（以下70の7の9—2までにおいて「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の8—1において同じ。）が当該持分の価額について措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書であることに留意する。</p> <p>この場合において、相続人等の相続人が2人以上ある場合には、相続税法第27条第5項の規定により当該相続人は相続税の申告書を共同して提出することができる。</p> <p>なお、相続人等の相続人が2人以上ある場合には、各相続人はそれぞれ措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を選択することができることに留意する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の12—2 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の7の12第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の12—3 措置法第70条の7の12第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告において経過措置医療法人(同項に規定する相続税の申告書の提出期限において認定医療法人(同項に規定する認定医療法人をいう。以下70の7の12—12までにおいて同じ。))に限る。)の持分の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7の9—5((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>70の7の12—4 措置法第70条の7の12第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の12—5 措置法第70条の7の12第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の12—6 措置法第70条の7の12第1項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人が2以上ある場合における同条第2項に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の13—2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算は、次の順序により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、同項に規定する相続人等が2人以上あるときにおける当該計算は、それぞれの相続人等ごとに行うことに留意する。</p> <p>1 当該認定医療法人の持分に係る相続人等が被相続人から措置法第70条の7の12第1項の規定</p>	<p>70の7の8—2 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の8—3 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告において経過措置医療法人(同項に規定する相続税の申告書の提出期限において認定医療法人(同項に規定する認定医療法人をいう。以下70の7の8—12までにおいて同じ。))に限る。)の持分の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7の5—5((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>70の7の8—4 措置法第70条の7の8第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の8—5 措置法第70条の7の8第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、・・・</p> <p>(認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の8—6 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人が2以上ある場合における同条第2項に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の9—2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算は、次の順序により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、同項に規定する相続人等が2人以上あるときにおける当該計算は、それぞれの相続人等ごとに行うことに留意する。</p> <p>1 当該認定医療法人の持分に係る相続人等が被相続人から措置法第70条の7の8第1項の規定</p>

改正後	改正前
<p>の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定医療法人の持分の価額の合計額（措置法令第40条の8の12第7項に規定する控除未済債務額を控除した残額）を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、措置法第70条の7の12第2項の規定により計算する（措置法令第40条の8の12第6項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>2 措置法令第40条の8の12第8項の規定により、当該持分に係る認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p> <p>（申告期限前に払戻し等が行われた場合）</p> <p>70の7の12—7 措置法第70条の7の12第1項の規定の適用を受けようとする相続人等が同項の規定の適用を受けようとする経過措置医療法人の持分に係る相続の開始の時から当該相続に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限までの間に、当該経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の全部若しくは一部の譲渡をした場合には、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>なお、. . .</p> <p>（基金拋出型医療法人への移行をする場合の確定税額の計算）</p> <p>70の7の12—8 措置法第70条の7の12第1項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拋出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したときに、措置法第70条の7の12第6項の規定により納税猶予の期限が確定する相続税額は、納税猶予分の相続税額に、次に掲げる割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>なお、. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記の「納税猶予割合」とは、被相続人から相続又は遺贈により取得した措置法第70条の7の12第1項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額が、当該持分の価額と当該相続又は遺贈の直前において相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。</p> <p>これを算式に示せば . . .</p>	<p>の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定医療法人の持分の価額の合計額（措置法令第40条の8の7第7項に規定する控除未済債務額を控除した残額）を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、措置法第70条の7の8第2項の規定により計算する（措置法令第40条の8の7第6項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</p> <p>2 措置法令第40条の8の7第8項の規定により、当該持分に係る認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 . . .</p> <p>（申告期限前に払戻し等が行われた場合）</p> <p>70の7の8—7 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受けようとする相続人等が同項の規定の適用を受けようとする経過措置医療法人の持分に係る相続の開始の時から当該相続に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限までの間に、当該経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の全部若しくは一部の譲渡をした場合には、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>なお、. . .</p> <p>（基金拋出型医療法人への移行をする場合の確定税額の計算）</p> <p>70の7の8—8 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拋出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したときに、措置法第70条の7の8第6項の規定により納税猶予の期限が確定する相続税額は、納税猶予分の相続税額に、次に掲げる割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>なお、. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記の「納税猶予割合」とは、被相続人から相続又は遺贈により取得した措置法第70条の7の8第1項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額が、当該持分の価額と当該相続又は遺贈の直前において相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。</p> <p>これを算式に示せば . . .</p>

改正後	改正前
<p>(担保提供する認定医療法人の持分の全ての意義)</p> <p>70の7の12—9 措置法第70条の7の12第7項に規定する「同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全て」とは、認定医療法人の持分は不可分であり、当該持分の一部を担保提供することができないため、相続人等が現に有する当該認定医療法人の持分の全て（既に当該相続人等が同項又は同法第70条の7の9第7項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分を含む。）となることに留意する。</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の12—10 措置法第70条の7の12第7項において準用する同法第70条の7の9第7項本文の規定は、同法第70条の7の12第1項の規定の適用を受けようとする場合に相続人等が有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり認定医療法人の持分以外の財産を担保として提供したこと等により措置法第70条の7の12第7項において準用する同法第70条の7の9第7項本文の規定が適用されなかった場合又は措置法第70条の7の12第7項において準用する同法第70条の7の9第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため措置法第70条の7の12第7項において準用する同法第70条の7の9第7項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、認定医療法人の持分の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から措置法第70条の7の12第7項において準用する同法第70条の7の9第7項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の12—11 措置法第70条の7の12第9項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、納税猶予分の相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(2以上の認定医療法人がある場合の担保の取扱い)</p> <p>70の7の12—12 措置法第70条の7の12第1項の規定による認定医療法人が2以上ある場合、同条第1項に係る担保の提供手続、同条第7項において準用する同法第70条の7の9第7項に係るみなす充足の取扱い、同法第70条の7の12第9項において準用する同法第70条の7の9第9項に係る納税猶予の期限の繰上げ及び同法第70条の7の12第13項において準用する同法第70条の7の9第13項</p>	<p>(担保提供する認定医療法人の持分の全ての意義)</p> <p>70の7の8—9 措置法第70条の7の8第7項に規定する「同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全て」とは、認定医療法人の持分は不可分であり、当該持分の一部を担保提供することができないため、相続人等が現に有する当該認定医療法人の持分の全て（既に当該相続人等が同項又は同法第70条の7の5第7項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分を含む。）となることに留意する。</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の8—10 措置法第70条の7の8第7項において準用する同法第70条の7の5第7項本文の規定は、同法第70条の7の8第1項の規定の適用を受けようとする場合に相続人等が有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり認定医療法人の持分以外の財産を担保として提供したこと等により措置法第70条の7の8第7項において準用する同法第70条の7の5第7項本文の規定が適用されなかった場合又は措置法第70条の7の8第7項において準用する同法第70条の7の5第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため措置法第70条の7の8第7項において準用する同法第70条の7の5第7項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、認定医療法人の持分の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から措置法第70条の7の8第7項において準用する同法第70条の7の5第7項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の8—11 措置法第70条の7の8第9項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、納税猶予分の相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(2以上の認定医療法人がある場合の担保の取扱い)</p> <p>70の7の8—12 措置法第70条の7の8第1項の規定による認定医療法人が2以上ある場合、同条第1項に係る担保の提供手続、同条第7項において準用する同法第70条の7の5第7項に係るみなす充足の取扱い、同法第70条の7の8第9項において準用する同法第70条の7の5第9項に係る納税猶予の期限の繰上げ及び同法第70条の7の8第13項において準用する同法第70条の7の5第13項</p>

改正後	改正前
<p>に係る納税猶予税額の承継の取扱いに当たっては、認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の12第1項の規定の適用)</p> <p>70の7の12—13 措置法第70条の7の12第13項の規定により、相続人等に係る納税猶予分の相続税額に係る納付の義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の12—13において同じ。）が2人以上ある場合には、措置法令第40条の8の12第16項及び措置法規則第23条の12の8第6項の規定により当該納付の義務を承継したそれぞれの相続人を措置法第70条の7の12第1項の相続人等とみなして同条（第3項、第4項及び第8項を除く。）、措置法令第40条の8の12及び措置法規則第23条の12の8の規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用)</p> <p>70の7の12—13の2 措置法第70条の7の12第13項の規定により準用する同法第70条の7の9第13項の相続人が同項の納税猶予分の相続税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第2項及び第3項の規定の準用があることに留意する。</p> <p>(70の7の9関係通達の準用)</p> <p>70の7の12—14 70の7の9—12((払戻しを受けた日の意義))～70の7の9—16((合併により消滅した日の意義))については、相続人等が、措置法第70条の7の12の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の7の13((医療法人の持分についての相続税の税額控除))関係]</p> <p>(70の7の12関係通達の準用)</p> <p>70の7の13—1 70の7の12—1((相続人等が相続税の申告期限前に死亡した場合))～70の7の12—3((修正申告等に係る相続税額の納税猶予))、70の7の12—6((認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))及び70の7の12—7((申告期限前に払戻し等が行われた場合))については、相続人等が、措置法第70条の7の13の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(基金拋出型医療法人への移行をする場合の放棄相当相続税額の計算)</p>	<p>に係る納税猶予税額の承継の取扱いに当たっては、認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した者に対する措置法第70条の7の8第1項の規定の適用)</p> <p>70の7の8—13 措置法第70条の7の8第13項の規定により、相続人等に係る納税猶予分の相続税額に係る納付の義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下70の7の8—13において同じ。）が2人以上ある場合には、措置法令第40条の8の7第16項及び措置法規則第23条の12の4第6項の規定により当該納付の義務を承継したそれぞれの相続人を措置法第70条の7の8第1項の相続人等とみなして同条（第3項、第4項及び第8項を除く。）、措置法令第40条の8の7及び措置法規則第23条の12の4の規定を適用することに留意する。</p> <p>(納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用)</p> <p>70の7の8—13の2 措置法第70条の7の8第13項の規定により準用する同法第70条の7の5第13項の相続人が同項の納税猶予分の相続税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第2項及び第3項の規定の準用があることに留意する。</p> <p>(70の7の5関係通達の準用)</p> <p>70の7の8—14 70の7の5—12((払戻しを受けた日の意義))～70の7の5—16((合併により消滅した日の意義))については、相続人等が、措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の7の9((医療法人の持分についての相続税の税額控除))関係]</p> <p>(70の7の8関係通達の準用)</p> <p>70の7の9—1 70の7の8—1((相続人等が相続税の申告期限前に死亡した場合))～70の7の8—3((修正申告等に係る相続税額の納税猶予))、70の7の8—6((認定医療法人が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))及び70の7の8—7((申告期限前に払戻し等が行われた場合))については、相続人等が、措置法第70条の7の9の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(基金拋出型医療法人への移行をする場合の放棄相当相続税額の計算)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の13—2 措置法第70条の7の13第1項の規定の適用に係る認定医療法人（以下70の7の13—2において「認定医療法人」という。）が、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したときの同条第2項に規定する放棄相当相続税額は、措置法令第40条の8の13第1項の規定により計算した金額に、次に定める割合（当該割合が1を超える場合には1とする。）を乗じて計算することに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（注） 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の13第1項の規定の適用に係る被相続人からの相続又は遺贈により取得した持分の価額</p> <p>Bは、措置法第70条の7の13第1項の規定の適用に係る被相続人からの相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額</p>	<p>70の7の9—2 措置法第70条の7の9第1項の規定の適用に係る認定医療法人（以下70の7の9—2において「認定医療法人」という。）が、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したときの同条第2項に規定する放棄相当相続税額は、措置法令第40条の8の8第1項の規定により計算した金額に、次に定める割合（当該割合が1を超える場合には1とする。）を乗じて計算することに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（注） 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の9第1項の規定の適用に係る被相続人からの相続又は遺贈により取得した持分の価額</p> <p>Bは、措置法第70条の7の9第1項の規定の適用に係る被相続人からの相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額</p>